

法が改正をされ、認定農業者や有識者から成る農業委員と、農地の情報を把握するために農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の二階建てとなりました。

農地の集約と集積を法的に進めようとするならば、この農地法、そして農業委員会法、そして農地中間管理事業法、さらには農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化団体、こういったものが一体的に運用されていかなければ、実効性は上がりません。

今回、これまでの反省に基づき、これらを一体的に動かすために、農業委員会、自治体、土地改良区、JAなどをコーディネーターとして人・農地プランを綿密に作成した上で集約化の作業に入る手順を踏んだことは、先ほどの農業四法の法律を一体的に動かすということにもつながり、私は評価をいたしたいと思います。

そこで、問題は、人・農地プランの位置づけでございます。

一旦作成した人・農地プランに権威がないようであるならば、集約作業は難しくなります。首長が交代し自治体の考え方が変わった場合にどうするのか、人・農地プランを作成するコーディネーターと地元の議会の力関係はどうなのか、過疎化が深刻になり自治体の振興計画が変更されたときに人・農地プランはどうなるのか、その整合性はどうか、農業担い手の想定と育成の具体的な対策をどうするのかというように、さまざまな課題が想定をされます。その際、地域の農地憲法ともいべき強固さがなくてはなりません。人・農地プランが揺らげば、集積、集約も揺らいでまいります。

そこで、人・農地プランについてお尋ねを申し上げます。

どのような手順と順序でまず作成をしていけるのでしょうか。さらには、将来の計画として、その地域でどう位置づけていけるのか、お答えをいただきたいと思います。

○吉川国務大臣 御指摘のとおり、今回の見直し

におきましては、人・農地プランを真に話し合いに基づいたものとするために、農地バンクとJA、農業委員会など、地域のコーディネーター役が一体となって農地の集積、集約化を推進する体制を整備することといたしております。

このため、今後の人・農地プランの作成に当たりましては、話し合いの際に、地域の農業者の年齢別構成や後継者の確保状況等につきまして、地図を活用して関係者に改めて地域の状況を理解をいただいたき、地域の問題解決に向けた機運を盛り上げることで、農業委員や推進委員など、地域のコーディネーター役が話し合いに参加することを促しております。

また、このようにして作成されました人・農地プランの実施を担保するために、運用上、施設整備事業や機構集積協力金、次世代人材投資事業等の支援実施を重点化させることといたしております。

こうした措置を講ずることによりまして、各地域において、人・農地プランが農業振興の基本的なツールとなるようにしていく考えでもございます。

○坂本委員 基本的なツールとしてという一つの位置づけがありました。

農地バンク法ができたとき、ちょうど私は農林水産委員長でありました。筆頭が今の宮腰国務大臣、そして野党筆頭が大串筆頭でございました。

地域の集積、あるいは地域の話し合いをもっとしっかりとやるべきではないかというように、この法律でうたうべきではないかということが自民党の農林部会でも提言をされました。そして、この委員会でも、与党筆頭の宮腰先生と野党筆頭の大串先生が二人で話して、この農地中間管理事業法に二十六条というのをつけ加えられたんです。当該地域の関係者による協議の場を設け、協議の結果を取りまとめて、それを公表する。このことで、人・農地プランに法的な一定の根拠というのができたというふうに思います。

当時御苦労されました大串委員には、心から敬意を表したいと思います。おかげで、非常に、スムーズにはありませんけれども、いろいろ試行錯誤しながらも、農地中間管理事業法は進んでいるところでございます。

次の質問に移りますが、さきの農業四法を含めて、一番大切なことは、農地の集約は、目的ではなくて、あくまでも一つの手段であるということとあります。大切なことは、集約によって担い手をいかに育てるか、そこでどのような農業を展開するのか、どんな農村社会にして消費者と結びついていくのか、最終的には、我が国の農業と農地を守り、自給率を向上させ、安心、安全な食料を提供して、次世代にどう引き継がせていくか、これが最終的な目標、目的でございます。

その目的に向かって、使命感や価値観を、農地中間管理機構の職員も含めて、コーディネーターも含めて、全てが共有しなければ、この作業は進みません。

我が熊本県の幾つかの例を挙げます。まず、菊池郡大津町の農業法人ネットワーク大津や熊本市南区城南町の法人すぎかみ農場は、自前の社員を雇用して地域の受皿になっておりますし、地域の農地を守ること、地域の後継者を育てるということを法人の第一目標に掲げております。

八代市の農事組合法人鶴喰。鶴喰は中山間地で、限界集落の悲観を抱えている地域でございます。こういう地域の農業法人であることから、農業だけではなくて、地域のお祭りなども主催して、地域全体の活性化を目指している農業法人であります。

天草地域は、小規模な地域営農法人が数多く設立をされております。小規模でありますけれども、地元の高齢者らが働く機会を大いに与えて、その受皿として機能をしております。

水俣芦北地方の株式会社まるごと農場は、農業だけではなくて、山林、林業も含めて地域の活性化を目指しております。

このように、まだみんな緒についたばかりでは

ありますけれども、規模拡大だけではなくて、地域の特性に合わせて特色ある法人が設立をされているところがあります。

ともすれば、農地集積の実績や規模拡大だけにとらわれがちな法改正でありますけれども、このように、地域に合わせた特色ある農業の担い手育成と、規模拡大だけではない農地集約のあり方というのが必要になってまいります。そのための意識づけが今回の改正法案にどのように盛り込まれているんでしょうか。お伺いをいたします。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

委員の御指摘のとおり、農地の集約化自体は、自己目的というよりも、あくまでも一つの手段だと認識しております。地域の将来を担っていく経営体が地域の実情に応じた農業経営を展開できる機運を醸成する、そのための環境づくりの一つとして農地の集約化もあるのではないかと考えております。

委員の御指摘の熊本の各地の事例も、そういう形で、多様な農業展開のいい例になっているというふうに認識しております。

我々としては、規模拡大が困難な地域におきましては、六次産業化の取組などによりまして、地域の実情に応じた経営の改善、発展、こういうものが大事だと思っておりますし、こういう観点から、昨年の一月に認定農業者制度に關して運用通知を發出しております。この中では、認定農業者制度の認定基準を基本的に目標所得に統一するとともに、その所得には、六次化等の関連、附帯事業に係るものも含めるといような考え方を示しているところでございます。

今後、人・農地プランの実質化を図っていく上でも、この通知の考え方を改めて周知して徹底したいというふうに考えておまして、このことによりまして、各地域の実情に応じた特色ある担い手が人・農地プランに位置づけられまして、これに基づく農地の集積、集約化が進むように指導してまいりたいというふうに考えてございます。

○坂本委員 六次産業化も含めて認定農業者に目

標所得を課すというようなことで、これはこれで価値があることだろうと思ひますし、やはり所得というのは法人あるいは集約化を進めていく上で一番大事なことはありますけれども、やはり、地域社会をどうしていくか、そこにどういふふう集約化していくか、そして、どういふ農業を、あるいは農業法人を、どういふ集落を形成していくか、このことがこれからの社会づくりの中で最も大切なことでもありますので、所得プラスアルファ、ガンマ、ベータというようなことで、ぜひ今後の対策を、政策を進めていただきたいと思ひます。

三番目の質問に移ります。

農地の場合に、集積、集約のきめ細かな把握と実態が必要ではないかというふうに思ひます。今回の改正を機に、農林水産省は、二〇二三年までに農地の集積率を八割にするという目標を持っております。現在の農地が畑地も合わせて四百四十二万ヘクタールあります。この八割といひますと、三百五十万以上であります。大変膨大な広さでございます。

この八割という目標が非常に曖昧ではあるというふうにも思っております。四百四十二万ヘクタールの中には、水田もあります、そして畑地もあります、中山間地もあります、平たん地、平場もあります。そして、耕作放棄地が四十二・三万ヘクタール。約一割、耕作放棄地になっております。集積は、水田はまとまりやすいわけですから、畑地になりやすとなかなか難しい、中山間地になるととと難しいというような、さまざま条件があります。

この農地に対して、それぞれの地域の実態に応じた目標を持ちながら農地集積、集約を進めるべきだというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、担い手への農地集積目標自体は、国としては全国目標を設定しているところでございますけれども、実際に集積を進めるに

当たりましては、御指摘のとおり、平場か中山間か、水田地帯か畑作地帯かなど、地域の特性に応じて具体的に進めていくということが大事だろうと思っております。

そういうこともありまして、逆に、そういうような区分した目標というのをまた国が示すというよりも、やはり人・農地プランというのを再活性化いたしまして、各地域の実態を踏まえた地域農業の将来方向というのを考えていただいて、それに基づいて進めていくというのが非常に大事なことでと思っております。

そのために、国といたしまして、人・農地プランの再活性化のための措置を講ずるとともに、人・農地プランに即した農地バンクの運用も確保されるように、機構集積協力金も地域タイプのものに重点化しますとか、あるいは、特に条件の悪い中山間地域につきましては、交付の前提となります農地の最低集積要件を平場の五分の一に緩和するというような形で、地域の実情にも配慮しているところでございます。このようなものを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○坂本委員 それだけ、地域地域の農地の利用形態をどうするのか、それが人・農地プランにどう反映されるのか、その人・農地プランに沿ってどれだけ同じ価値観を持って、価値観を共有しながら集約を進めて農村社会あるいは地域社会をつくっていくのか、これが一番大事なことになると思いますので、ぜひ今後の御指導をよろしくお願いしたいと思ひます。

最後に、組織運営に対する指導についてお伺いしたいと思ひます。

集約化が進みますと、どうしてもやはり、単独の認定農業者というよりも、法人化をしてまいります。法人化にもさまざまな形態があります。農事組合法人、そして株式会社。それぞれが、やはり農家の方々が初めて取り組む、そういう経営形態、営農形態が多いわけでありまして、二年、三年はうまくいきますけれども、月日がたつてまいりますと、どうしても、方針の食い違い、あるいは

運営のあり方、また、農村社会でございますので、さまざまな、私たちの世界と一緒で、派閥や人事対立、こういったものも出てきて、そして農業法人自体が解散するというような事例もこれまで出てきております。

これから集約化と同時に法人化を進めていくに当たって、やはり、法人経営とはどういうものなのか、そして、それを持続可能なものにするために何が一番大切なのか、我慢しなければならぬところあたりも出てくるわけでして、普通の利潤だけを追求する株式会社とはまた違いますので、よりきめ細かな指導、そして人材の発掘と育成、これが人・農地プランとともに行われるということが大事だと思いますけれども、その組織運営に対する指導あるいは今後のあり方についてお伺いをいたします。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、農業者の方々にとりましては、法人化した後、さまざまな運営の経営ノウハウ、制度の理解が必要になってくる局面があると思っております。

こういうこともありまして、これにつきまして、平成三十年年度から、各県段階に農業経営相談所というものを国の予算事業として設置いたしてございます。この中では、税理士や中小企業診断士等の専門家を法人なり担い手の方々に派遣して、いろいろなサポートをするということをやっております。

この事業の中で、例えば株式会社でありますとか農事組合法人、そういう組織形態の違いによって、執行体制が、事業範囲がどういふふうに変わってくるのか、剰余金処分の方法、税制の適用がどう変わってくるのか、こういうものにつきましてきめ細かく相談に応じてまいりたいというふうに考えてございます。

○坂本委員 農業者の方々は、本当に地域を愛して、地域の農地を守ろう、後継者をつくって次の世代に移そう、そういう使命感と思ひでいっぱいでございますので、この法律、あるいはこの法律

も含めたそのほかの法律も含めて、運用がスムーズにいくようにぜひこれから御指導をお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○武藤委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。

それでは、農地中間管理事業改正法について、順次質問をしてまいります。

最初の質問は、協議の場の実質化についてということで、人・農地プランがどの程度実質化するか、それをどう見込んでいるのかという質問でございます。

先ほど坂本委員からも質問がありましたけれども、この農地中間管理事業、ちょうど五年見直しということで、五年前に創設がされたわけでございますけれども、先ほどの質疑の中でもありましたが、担い手への農地の集積面積、これは、見方はいろいろあるかもしれませんが、まずはこの農地中間管理事業をスタートさせて、五五・二%のシェアになったということで、これは一定の効果があつた、そういう認識でおります。

ただ、二〇二三年に全耕地面積に占める担い手の利用の面積を八割シェアにするということですから、これはそもそも意欲的な、かなり意欲的な目標でございますので、そこに向けて、その成果を得ていくためには、より一層スピード感を持ってこの事業を進めていく必要があるだろう、このように思っているところでございます。

そこでまず、地域における農業者等による協議の場の実質化ということなんですが、今後、新たに地域の話し合いから始めて、機運を高める地域については農地の集約化、集積を進めるということ、私は、こういうことを考えていったときに、ここで一番問題になってくるのは、やはり人・農地プラン、これがどのように、また、どう実質化されていくのか、そのことをまずお伺いしたいなというふうに思っている次第でございます。まずこの点について御答弁いただきたいと思ひます。

○濱村大臣政務官 今回の見直しにおきましては、人・農地プランを地域の徹底した話し合いに基づくものにする事によって、今後中心となります経営体と将来の農地利用のあり方を地域主導で決めていただくことを重視しているところでございます。

全国十三万八千の農業集落のうち、市町村に対するアンケート等から見まして、このような地域の真剣な話し合いに基づいた人・農地プランが既に作成されていると思われる地区はおよそ三割ほどあると考えております。

一方で、ほかの地域につきましては、農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況など、地域の現状を地図によって関係者に示し、将来の議論を促すこと、市町村、農業委員会など地域の関係者が一体となって話し合いをコーディネートする体制を構築することなどによりまして、全集落の少なくとも五割以上の地区におきまして人・農地プランの実質化を図って、全体として約八割の地区につきまして人・農地プランの実質化を進めていきたいというふうに考えております。

○稲津委員 今御答弁がありまして、人・農地プラン、この実質化、八割に向けて進めていくというお話がありました。

そこで、このことを進めていくに当たっては、当然、市町村、それから土地改良区、農業委員会等々、こうした方々の役割が非常に大きくなっていくと思いますけれども、とりわけ農業委員会については、そもそも農地の流動化等についての機能とそういう情報を持っているということで、私はこの農業委員会について大きな期待をしているところでもあります。

ただ、農業委員会、先般の改正があつて最適化推進委員等の配置もありましたが、こうしたこれまでの活動に加えて、今回こうした取組が更に入ってまいりますと、より一層業務というのは多般で、かつ仕事量も多くなってくるんだらう。そこをしっかりと支えていくのは事務方の役割でもあるんですけれども、この農業委員会の体制の整備

ですとか活動支援について、農水省、政府としてどのように考えているのか。

それとあわせて、今私触れしました農業委員会等の事務方の体制の強化支援というものも、私は必要ではないかなと思つていいます。

それから、市町村の職員の方も、これは農業関係で見ると、平成二十九年では三万五千二百三十三人、これが十年前から比べると約一四・七％減少しているという報告があり、これは一般の行政職員よりも減少率が非常に高いということも挙げられます。

また、農業委員会の事務局体制も、専任の事務職員が農業委員会に在るか否かということについて、ゼロ、あるいは一人、あるいは二人というのが、大体ここが大宗を占めているということなんです。

こうしたことも踏まえて、これらの体制整備に対する支援について考え方を伺いします。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

人・農地プランの実質化について、サポートする体制の強化というのは重要な課題の一つであると認識しております。

先生御指摘の、まず、農業委員会の事務局体制の強化につきましては、今年度、三十一年度予算より、新たに、農業委員会の事務局職員の業務に必要な経費として、農地利用の意向調査の経費を支援するというのを始めることといたしております。

また、市町村につきましては、これは人・農地問題解決加速化支援事業というのがございまして、その中で、農業に対するアンケートや地図の作成に要する経費を、これはアルバイトの活用も含めて、支援するという考え方で臨むこととしております。

また、地域の話し合いのコーディネートをする体制、これは市町村だけではなかなか難しいというときに、地域の中だけではなくて外部からもやはりサポートするコーディネーターが必要だという場合には、農業経営者サポート事業によりまし

て、例えば普及指導員のOBなどをコーディネートとして派遣する、これに対する支援も措置しているところがございます。

○稲津委員 ぜひ、その支援強化というのを一層図っていただきたいということをまず申し上げておきたいと思ひます。

次の質問ですけれども、担い手への農地の集積の取組について、今、協議の場を実質化させていく、人・農地プラン、これもしっかりと実質化させて進めていくということと同時に、もう一方で、農地そのものをやはり使いやすいものにしていく、こういうことが非常に大事なことで、その意味では農地の基盤整備の促進ということがもう一つ大きなテーマであると思ひます。

担い手への農地集積八割、この目標を達成するために、やはり農業の競争力強化を図っていく、そういうことを考えていきますと、農地の大区画化、それを進めていくいわゆる農業農村整備事業それから農地耕作条件改善事業、こうした基盤整備をしっかりと進めていく、また、その予算を確保していく、できるだけ地元地域のさまざまなニーズにしっかりと応えていくということが私は必要だと思ひます。

それから、農地中間管理機構関連農地整備事業についても、これは引き続き予算を確保して、繰り返しになりますが、事業が早期に完了できることも大変重要なことだと思ひますが、この点についての所見を伺います。

○吉川国務大臣 御指摘をいただきましたように、担い手への農地の集積、集約化を進めて農業の振興、発展を図っていくためには、その基盤となる農地につきまして、農地の大区画化や汎用化等の基盤整備を推進することは極めて重要であると認識をいたしております。

このため、農地の大区画化あるいは汎用化を行う農業競争力強化農地整備事業に加えまして、畦畔除去あるいは暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める農地耕作条件改善事業等により、農地の基盤整備を進めてきたところでも

ございます。

また、平成二十九年の土地改良法改正により創設をいたしました農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、平成三十一年度、三十五地区、平成三十一年度、四十六地区、合計八十一地区を採択して事業を進めているところでもございまして、今後も積極的に推進していく必要があると考えております。

引き続き、現場のニーズを踏まえまして、担い手への農地の集積、集約化を促進するために、農地中間管理機構とも連携をしながら、農地の基盤整備の計画的な推進が図れますように、今御指摘をいただきましたように、必要な予算の確保に全力を挙げて努めてまいらなければならないと存じております。

○稲津委員 ありがとうございます。

ぜひ、予算の確保、そしてこの事業の推進を図っていただきたい。そのことが、非常に大事な、農地の担い手への集積に確実につながっていく、こう思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次は、具体的な担い手への農地集積の大きな課題。

これはもう言わずもがなですけれども、例えば中山間地域での対応はどうしていくのかということ。平場と違いますが、なかなか引き受け手が難しくなってきたり。多様な担い手ということで、そういう考え方もあると思ひます。

もちろん、その地域の実態に合わせた、そうした考え方や取組も必要になってくる、私はそのように思っているわけですが、もう一方で、農地の出し手と農地中間管理機構との、意見の食い違いというわけではないんですが、ミスマッチというの現実にあるのではないかと、こう考える向きもあります。

これは、要するに、農地の出し手から農地中間管理機構に農地を貸したくても、受け手が見つかる見込みがないのでなかなか農地中間管理機構が借りてくれない、こういう意見も散見されており

ます。

そこで、お伺いしたいのは、農地のこの実情、それから受け手の見込みを踏まえた農地中間管理機構の判断、それから農地の出し手の認識、この違いについてどのような認識でおられるのか。それから、なかなか借り受けない状況が発生している中で、今後、担い手への農地の集積、集約化に向けて、そこをしっかりとカバーしていく、あるいは解決していく方策について考えるべきと思いますが、この点についての所見をお伺いします。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

農地バンクは、最終的に保有すること自体が目的ではございませんので、やはり速やかに、農地を借り受けた後は、担い手にスムーズに転貸をしていくというのがまず基本であると考えておりますけれども、そのスムーズな転貸というのを余りにも重視する余りに、相談の段階で受け手が決まっていないうことになると、出し手が農地をバンクに貸し出すとしてもなかなか借り受けないという、ともすればちよつと画一的にも見える運用が一部の地域において行われていたということも事実であるというふうを考えております。

この点は私も反省すべきであると考えておりますが、一方で、農地バンクだけに全ての、最終的にどうなるかという責任を負わせるというのなかなか現実的ではないというふうを考えております。

そういうこともありまして、今回の見直しでは、まず地域での見直しというのをしっかりとすることが大事だろうという考え方のもとに、人・農地プランを実質化していきたい。そういう中で、人・農地プランの中で、新規就農者の受入れ、あるいは新規作物の導入というようなことをいろいろ考えていただきまして、地域の中で新たな担い手を生み出すための合意形成、これがまず大事だろうというふうに考えております。

他方で、地域がせっかくやる気になっても、支える手段がないとまた困りますので、こういう取

組を後押しするためには、特に担い手が不足している中山間地域における、先ほどもお話ししました協力金の要件緩和、こういう形でサポートしたいということで、全体としてスムーズに流れていくようなこととなるように努力していきたいというふうに考えてございます。

○稲津委員 今私が申し上げましたように、そうした意見があるのも、これは声として事実でございまして、今局長から答弁がありましたけれども、それをしっかりと進めていただく、中身のあるものにしていただきたいと思ひます。

次の質問は農地利用集積円滑化事業についてでございますけれども、今回の改正の中で、この農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一本化するというのが挙げられております。

北海道とかそれから栃木県などの五つの道県、ここにおいては、農地利用集積円滑化事業による利用権の設定面積、これが一千ヘクタールを超えているというところで、新潟県以外の四道県で農地中間管理事業の実績を上回っております。このような状況の中で、円滑化事業でもういいいのか、残した方がいいんじゃないかと、そういう意見もあります。

そこで、改めてお伺いしておきますけれども、この農地利用集積円滑化事業がこれまで果たしてきた役割についてどのような認識でおられるのか、それから、農地中間管理事業に統合一体化する、この一体化することによって、当然、こうした事業を推進していく、そういう効果を期待しているとは思ふんですけれども、その背景について、理由についてお伺いしておきたいと思ひます。

○吉川国務大臣 農地利用集積円滑化事業の実績でありますけれども、農地バンク創設以降、ピーク時の三分の一程度まで減少いたしております。全国的には農地バンク事業への移行が進んでいると承知をいたしております。一方、一部の道県におきましては、特色ある取組を行ひまして、現在でも担い手への農地の集積、集約化に寄与して

いるものと認識をしております。例えば北海道におきましては、離農者から買入れた農地を活用して新規就農者への研修等を行ひ、売り渡している例もございまして。

このため、今回の見直しにおきましては、このような実績ある団体が農地バンク配分計画案を作成できることとする等により、旧円滑化団体の事業を農地バンクの事業として実施できるようにすることといたしてもおります。

これによりまして、利用権等の設定を求める農地のリストが県段階で統一をされて、担い手農家にとつても利用する農地の集約化のチャンスが更に広がるものと考えているところでございます。

○稲津委員 この内容についてはよく理解できました。

その上で、実績あるそうした団体等がコーディネート役をやっていくということで、そういう意味では、市町村、農業委員会、JA等、コーディネーターとしてその役割を發揮していくこととなると思うんですけれども、ただ、現場では、機構の役割を含めた各組織の役割分担はどうなるのかと。例えば、Aという地域はJAが、B地域は市町村が、C地域は農業委員会が、あるいは土地改良区がと、こうしてしっかりと取り組んでいる場合に、では、これを今後一体にしてコーディネート役を担っていただくというふうにありますけれども、これはどのように整理をしていくのか、この点についてお伺いします。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、人・農地プランの取りまとめの役割を法律上与えられております市町村、あるいは今回改正で必要な協力を行うよう位置づけられました農業委員会、これについては、各地域においてこの人・農地プランづくりに参画していただきたいというふうに考えております。

それに加えた組織については、それぞれ地域の実情に応じるわけでございまして、先ほどの北海道の例のように、JAがしっかりとやっていると

基盤整備を契機として話し合いが行われているところでは土地改良区、それから、そうした、必要に応じて、普及員であるとかそのOB、市町村職員、OBなどなど、地域の実情において、その地域でやはりコーディネーター役をしつかりできる方、こういう方を選んでいきたいと思ひておりますし、我々も、国としても、よくそれを指導していきたいというふうに考えてございます。

○稲津委員 時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

○武藤委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの大串でございます。早速、質疑に入らせていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案でありますけれども、先ほど坂本委員からも話がありましたけれども、これが立ち上がるまでの法律、五年前、私は野党側の筆頭で担当しておりました、先ほど来話もありましたが、私自身は相当悩みました、当時。

規制改革推進会議の方から出てきた話であり、地域の実情からすると、うまくいくのかと相当悩みまして、野党の中でも相当議論しました。悩んだ末、賛成はしたんですけれども、先ほど来話があったように、やはり地域の実情に即するとすると人・農地プランとのリンクは不可欠ではないか、最低限です、最低限不可欠ではないかというところで二十六条の修正部分を盛り込ませていただき、もう一つ言うと、実は、見直し規定をかなり厳密に書く修正を提案させていただいて、かつ、附帯決議をたくさんつけさせていただきまして、規制改革推進会議に関する意見も含めてたくさんつけさせていただきまして賛成したということなんです。

この五年間、ずっと私も野党としては、この中間管理機構の足取りを見してきました。大分いろいろな質問が当時からありまして、予算の執行状況はどうかとか、進捗状況はどうかとかいう話がありました。

そういった中で、今回見直しになってしまっていて、私たちも非常に、どの法案も真剣に議論していますけれども、特にこの法案、何せ大臣の所信の一丁目一番地に出てくる政策ですから、これが本当にうまくいっているのかどうか、評価も含めて、かなり真剣にこの法案にも取り組んでまいりたいというふうに思っています。

そのときに、ちよつと、この議論をこの間ずっと聞いていて、もう一回、政府の皆さんにも認識してほしいし、私たちも認識しなきゃいかぬなどというふうに思っていますけれども、さつきから質問がありました、私もしますけれども、農地の集積、集約をどうしていくのか、どうあるべきか、できているのか、こういう議論がずっと進んでいるんですね。これは非常に大切な議論なので、僕もやるべきだと思います。

ところが、私たちが議論しているのは、農地の中間管理事業の推進に関する法律なんです。ここには集積とか集約とかそういう言葉は一つも入らない。中間管理事業なんです。私、五年前に、一番最初のときにこれに驚いたんです。農地の中間管理って一体何なんだという事に驚いたんですね。そのためのバンクをつくって、組織をつくって、予算もとつてということなんです。中間管理ですよ。これがこの五年間どうだったか。

集積、集約は大切なんです。やってきた。一生懸命やられている。それは今後も、やれる部分はやっていった方がいい。それはいいんです。ただ、中間管理事業、これを私たちはどう考えるかという視点を忘れずにこの委員会でも最後まで議論しなきゃならぬというふうに思いますので、こういう視点から私たちはいろいろ議論していきますので、最後に至れば、どういうことだったのかなというところは皆さんわかっていただけたと思いますので、そういう観点から議論をさせていただきたいというふうに思います。

さて、まず大臣にお尋ねしましょうかね。
中間管理事業、中間管理機構、五年間行ってきた

たわけだけれども、よく聞かれるのは、当然、成果が上がっているのか、そういうことであります。それなりに予算も投入して、先ほど申しましたように、大臣の所信演説の中には、これが一丁目一番地、一番最初に出てきます。その中間管理機構、中間管理事業ですけれども、五年間やってみて、成果は、大臣、上がったんでしょいか。
○吉川国務大臣 平成二十六年年度の農地バンク発足以来、それまで停滞をしておりました担い手への農地の集積状況でありますけれども、これが、四八・七％から、平成二十九年年度には五五・二％に上昇をいたしております。

その中で、農地バンクは、全国の農地の四・二％に当たる約十八万五千ヘクタールの農地を担い手に転貸しております。一定の成果を上げていくものと認識をしております。ごまかすつもりでなく、担い手の生産性の向上に対する効果につきましても申し上げたいと思いますが、大規模農業者につきましてサンプル調査をいたしましたところ、農地バンクを活用した者は活用していない者と比べて十パーセント当たりの生産コストの削減率が約二割上回っております。また、一団地当たりの面積の拡大率が約一割上回り、集約化が進んでいるところでございます。

今申し上げましたような結果が得られているということから、農地バンクは生産性の向上に寄与しているのではないかと、このように認識をいたしております。

○大串(博)委員 成果と聞くと、集積が五五・二％まで来ましたということと、機構として十八・五万ヘクタールの取扱いをしています、こう必ず言われますね。

そこで、私、この間の一般質疑の中で、それだけいいんですかと。集積だけでいいのか。つまり、一定の農業の団地があつて、そこに、ちよつと離れたところに新たに一ヘクタール追加ですというところでいいんでしょうかというように聞かれましたね。集約のメリット、つまり、生産性が上がってコストが下がるというメリットは

どういうふうに評価していらっしゃるんですかと。いうことをこの間の一般質疑でも問わせていただきました。

なぜなら、中間管理事業の五年後の見直しについてという資料を農水省もつくっていらつしやいます。農地バンクの設立のときもそうでしたけれども、一番最初に出てくるのが、この必要性というの、集積のみならず、集積した上で分散錯圃状況をなくすことなんだ、こういうふうに言われているんですね。

つまり、遠いところの農地を同じ農業主体に単に張りつけて集めてくるだけじゃなくて、その後、ここは中間管理事業ということも絡んでくるわけですから、一旦受けとめた上で、交換分合して、リシャッフル、リシャッフル、リシャッフルして、一定期間かかるかもしれないけれどもリシャッフル、リシャッフルすることによって、出し手が、機構には出していいけれども、あの人には貸してほしくないんだよね、そういった心理的な思いもいろいろある、先ほど坂本先生もおっしゃいました、こういったことを乗り越えて、分散錯圃状況をなくしていくということによつて生産性が上がる、これが一番の課題なんだということが一ページ目に出てきているわけですよ。

こままでいかなないと、いわゆる中間管理事業というものが効果を発揮することにならないんじゃないかと私は思ったものですから、その生産性及び集約の状況についてお尋ねしたんですね。

先ほど大臣の方から、私が一般質疑でお尋ねしたことも受けてでしょうけれども、大規模農家に限るサンプル調査というのをやっていただきました。このサンプル数というのは一体どのくらいなんでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

この調査自体は三十年の二月から三月末につくっておりますが、対象は、これは農地バンクの活用、未活用者にかかわらず、農地バンク創設前の経営規模が約三十ヘクタール前後、それで、設

立後に、それからまた更に十ヘクタール以上規模拡大をした方を対象にしておりますので、その中で、調査データがあるもの、ないものもありまして、データのある方が、農地バンクを活用した方が十九経営体、活用されていない方が六経営体でございます。

○大串(博)委員 ちよつと私、聞き間違いかと思いましたが、農地バンクの全体の取扱件数は、そういえば全国でどのくらいなんでしょうか。ざつとでもいいですよ、何万なのか。

ごめんなさいね、通告していない質問だったから。それは、今答弁をいただいたので、あれつと思つたんです。

十九件とか言われましたね、今、サンプル数。これが多いかどうか、統計として。統計問題、今回は国会でも随分取り上げられましたけれども、国会で述べるような統計、有意な統計に基づく数字と言えるところでございます。

農地バンクの件数は、恐らく相当、十八・五万ヘクタールも担当されているわけですから、相当多いんじゃないかと思うんですね。相当多い件数のうち、十数をもつてして、集約ができているということが言えるのかということですね。この辺の調査もまだまだ足りないと思うんですね。これはちよつと、もう少し追つてから議論させていただきます。

一方で、集積が進んでいることに関しても、これは伸びが鈍化しているというのは、皆さんよく御案内のことですね。五五・二％となっておりますけれども、まだまだ、集積の伸びも鈍化してきているということですね。だから、いわゆる農地バンクによる集積活動自体もなかなかの難しい状況を迎えているというこの現状だと思つたんですね。

それで、まず、基本的なところへ行きますけれども、八割目標ですね。五五・二なんだけれども、八割目標がありますけれども、八割に集積することにどういう意味があるんでしょうか。八割

に集積すると、そもそも何がいいんでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

これは、全国的に農業者が減少、高齢化していく中で、荒廃農地も一定程度まだ存在するという中で、今後の動向を見えますと、やはり、担い手が大宗を担うような農業構造をつくっていくか、と、農地で農業生産を行う方が絶対的に不足してしまうという考え方がございました。そういうところで、やはり今までの担い手への農地集積率、一定の上昇傾向はあったんですけども、それをドライブをかけようということで、この八割目標というのをつくったわけでございます。

ですので、集積自体が数字ではかりやすいので目標にはしておりますけれども、そこで狙っている効果は、やはり、農地中間管理機構の本来の目標であります、集積だけではなくて、集約化も含めて考えております。ということになりますと、集約することになりまして、生産性が向上するということで、農業全体の成長産業化につながる、こういうのがこの八割目標で我々が本来狙いとしていてございまして。

○大串(博)委員 これは、八割でなければいけないんですか。八割に到達すると何が得られるんですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほどお話ししたとおり、八割目標自体は、今までの担い手への集積の上昇率、これにドライブをかけようという考え方でございまして、八割でなくて、七九・九%ならどうかとか、七九・八%ならどうか、こういう分析の結果できた数字ではないというふうに理解してございます。

○大串(博)委員 まあ、ふわふわとした感じがするんですね。それに基づいて政府の一丁目一番地の政策が動いているという、ちょっと私、ここも、農家の方々の実感からすると、どうかという感じがすると思うんですよ。八割目標ということと考えると、全国の耕作面積、先ほど坂本先生もおっしゃいましたけれども、分布状況からすると、中山間地も含めて、相当程度集積がなされな

いといけないですよ。

大澤さん、ちょっとお尋ねしますけれども、今、この集積の状況ですけれども、中山間地における農地中間バンクの集積に関する既往状況というんですかね、実施状況、どうですか、うまくいっていますか、中山間地。

○大澤政府参考人 これも、中山間地域自体を、定義もいろいろございまして、抜き出したデータというのはありませんが、我々としては、全国ブロック別で担い手への農地集積の傾向というのを分析いたしてございまして。

それを見ますと、やはり、中山間地域の占める割合が多いと思われます近畿地方、あるいは中国、四国地方、例えば近畿地方では、担い手への集積率、今、三〇・一%、それから中国地方におきましては二七・四%ということで、一般的な傾向で申しますと、やはり集積率は低い傾向にあるというふうに認識をいたしてございまして。この原因としては、やはり、農地の条件が悪く、担い手も少ないということでございまして、今回の改正の要因となっているわけでございます。

他方で、現状を見ますと、事例的に見ますと、例えば長崎県の西海市におきましては、農地バンクが遊休農地を借り入れて、県、市、JAと連携して、改植事業を行った上で果樹園地の担い手に集積、集約化した事例、あるいは岐阜県飛騨市におきまして、そばの製造を行う地元企業に農地をマッチングした例等々のいい例は出てきているというふうに認識しております。

○大串(博)委員 事例としてこういうのはあるというふうに、成功事例を取り上げて言われましたけれども、本当にできているのかということなんですね。

中間管理事業の見直しの議論の中で、中山間地において、出し手はいる、なかなか、もうできないから出し手はいる、しかし、なかなか受け手がいない、受け手がいないものだからなかなか進まないんだよなというような中間管理機構の問題点は指摘されていなかったですか。

○大澤政府参考人 そのような指摘も確かにございまして、そういう中でも、やはり、例えば、そうなりまして、地域の外から担い手を持つてくる、先ほどの優良事例もそうなんですけれども、そういう場合もございまして、それはなかなか困るんだというような場合もあったというふうに認識しております。

そういうこともありまして、今回の改正では、やはり、国会でも御審議いただいた上で修正いただきました人、農地プランの作成、これについて、もう一回、地域の徹底した話し合いを行っていただいて地域の合意をつくっていく、こういうことと、あるいは予算面で、中山間地域の活用がより図られますように、協力金の六割を中山間地域の優先枠として設けること、あるいは中山間地域における農地の最低集積要件を五分の一に緩和する、こういうような措置をとっているところでございまして。

○大串(博)委員 中山間における農地集約というのは、相当苦労していらつしやると思うんですね。農水省の資料にもありました。集積は進んできているけれども、最近鈍化している。これは、低平地における、できるところの集積が当初進んだけれども、それが伸び悩んでいるんだ、一方で中山間地においてはなかなか進まない、こういうふうな評価が皆さん聞かれたことだと思うんですね。だから、本当に八割という目標を立てながらやるのはいいか。集積をしていくにしても、一体どこまで目指していくのかというのを明らかにしながらやっていかにかめと思うんですね。

それと、今の発言の中でありましたね、外から人に入ってきてもらう、それによつて集積をして集約の実りをより上げてもらうんだ、これが中間管理機構の一つのメリットであり機能なんだというふうなことが最初も言われていました。五年間たつてみて、外部からある地域に法人なりの方々が入つてこられて新しく集積、集約の核となられたというケースは、多かつたんでしょうか。

か、少なかつたんでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

農林省の資料の中でも、外部の企業を地域の合意に基づいて誘致したという優良事例も挙げさせていたでございまして、全体の数字から見ますと、地域外からの参入者における貸付けというのは、農地バンクの全体の量の毎年数%程度ということになっております。平成二十九年度におきましては千二百七十二件というふうになってるところでございます。

なかなか、先ほどお話ししたように、地域の外から入ってくるについては、地域の方々の抵抗もあるということ、抵抗とかちゅうちよの念もあるということもありまして、数字的にはまだ出てきていないところでございまして、優良事例としては出てきているというふうに認識しております。

○大串(博)委員 外から入つてこられるというのはなかなか簡単なことではなかつたんだと思うんですよ、五年間の実績を見ても。数%というふうな言われていました。

ただ、ちょっと冒頭に返りますけれども、中間管理事業というのをあえてやろうと思った趣旨はまさにそこにあつたんじゃないかと思うんですね。

例えば、低平地において、集積をするのみならず、一旦中間管理機構が受けとめて、受け入れて、感情的なしこりの一つのシールドとなつて、バリアとなつて、リシャッフル、リシャッフル、交換分合を進めて集約をしていくんだ、だから中間管理の必要性があるんだ、こういうことだつたと思うんですよ。あるいは中山間地にしても、すくにはなかなか、出し手はいるかもしれない、しかし受け手はいないかもしれないね、よつて、中間管理してもらつて、そこで機能向上をしてもらつた上で、借り手が出てくるであらう、それで借り手に貸していく、それで集積をしていく、こういうことだつたんだろうと思うんですね。外部から人が入つてくる、こういうことに関し

の皆さんやあるいはJAの皆さんを中心とした保有合理化事業、あるいは集積円滑化団体を通じた集積円滑化事業などで、市町村、地域の話し合いの中でいろいろ行つて、努力されてまいりまして、まさに顔の見える関係の中で行われてきたんですね。見ていると、今回の法案もその時代に返ろうとしていような感じもします。それはそれでいいんですけれども、であるとすると、なぜ中間管理機構の仕事を県にあえて置いておく必要があるんだらうかという気がしてならないんですね。

千百人の方々の人件費、例えば三十一年度予算においても約七十億の予算を組んで、人件費も含めて、事業費として予算に、国から受け取るようにしていますね。先ほど言われたように、事業費の基金、二百数十億積みまれているんですね。

こういうことも含めて考えると、なぜわざわざ都道府県に置く必要があるのか、その必要性を教えていただけますか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

担い手に農地を集積、集約いたしまして、分散錯圃を解消する、我々もその目的は共有しているわけでございますけれども、そのためには、公的機関が一旦農地を借り受けて、まとまった形で担い手に貸し付けるということが第一目標だと思っております。

担い手の不足、あるいは担い手の活動の広域化、今回も法案の内容の一部に入らせていただきましたけれども、そういうような状況の中で、やはり地域で担い手がいない場合には、地域外も含めて、広く担い手を探すことが必要であろうというふうに考えてございます。

このため、法制定当初も、市町村の枠を超えた広域的な人と農地問題の解決に資するために、都道府県段階に農地バンクを設置したところでございまして、この必要性につきましては、引き続き、より広まっているというふうに考えております。

なお、ちなみに、法制定当初から、例えば、農地バンクの配分計画の原案は市町村もつくれる仕

組みはもう導入しておりますし、国会での修正によりまして、人・農地プランもこの機構の活動に資するものとして位置づけられておりますので、我々としては、当初から、都道府県段階にバンクは置くけれども、地域との連携は同時に強めていくという考え方は持っていたというふうに我々は認識しております。今回はそれを更に拡充したいということでございます。

○大串(博)委員 今、なぜ都道府県に置くかという、農地バンクという公的機関が一旦借り受けて、それを配分していくということの一つおっしゃいました。もう一つは、地域の中だけでは担い手が見つからない可能性があるから、地域外も含めて探していかなきゃならないから、広域たる都道府県で、こういうことをおっしゃいました。五年間やってみて、まさにこの二つのところが結局起こっていないじゃないですかというのが今までの質疑だったじゃないですか。

すなわち、公的機関たる中間管理機構が一旦借り受けて、そして、それを中間管理権として発動して、リシャッフル、交換分合してやるというのは、実際は余り起こっていない、結局は起こっていないでしよう。それから、地域外から人に入ってきてもらう、これもなかなか難しかった。

結局、やはり集積とか集約は、私が思うに、一番地域の根深いところで話し合いを通じてしか成らないんですよ、簡単に。簡単に成らない。だから、広域に組織を何か置いて、皆さんどうですかと声かけしたところで、それで成るような話では私はないと思うんです。

みっちり、市町村あるいは集落の単位で、きょうは時間がないのでそこまで行けませんけれども、人・農地プランの実質化と言われているのが、実質化という形で、言葉で言いあらわせないぐらゐの深い議論を市町村レベルぐらゐの地域の単位でやっていくようなことをしないと、これは進まないんじゃないかと思うんです。上に、屋上をかけたところで進まないんじゃないかと思うものだから、そこに貴重な財源を何十億とかけて

いくのはいかなものかなというふうに思うんです。そういう発想の転換を今こそすべきときに私は来ているんじゃないかというふうに思いますよ。

きょうはちよつと私も、残念ながら時間が限られるので、更に法案の細部も含めて議論させていただきますと思いますが、大きな論点としては、本間に、都道府県に何十億、何百億もお金をかけて中間管理機構なるボディを置いてやっていくことが成果を上げるのかということ。

やはり、市町村レベル、地場レベルにおいて、これまで、農業委員会の皆さんや、あるいはJAを含めた集積円滑化団体の皆さんなどがやってきた地場での取組に、より、貴重な財源があるんだつたらそれを投入して、例えば、先ほど貴重な意見がありました、稲津先生から農業委員会の事務局の強化なんかの話がありましたけれども、そういうことも含めて地場に資源を投入していく、市町村に投入していく、農業委員会に投入していく、集積円滑化団体に投入していく、こういうことの方がより進むんじゃないかというふうに思うんです。

こういった論点から、もう少し、この中間管理機構は何せ、繰り返すになりますけれども、大臣の所信表明の一番最初に出てくる論点ですから、極めて重要な論点なので、議論を深めさせていたきたいと思います。

大臣にちよつとお尋ねしたい。これに関連することですけれども、農林水産省の機構・定員なんです。先ほど来、私は、現場だ、地元だ、地場だ、ここが一番大切なんだということを繰り返して申ささせていただきました。農林政策というのはやはりそういうことだと思ふんですよ、農林水産政策というのはい。

その現場、地場をつかさどる農林水産省の機構・定員、私、ちよつと去年の今ごろ、農林水産省の機構・定員の話をしていただきました。資料をお配りしていますけれども、これを見ていただくと、農林水産省における定員減、下のグラフ

を見ていただくとおわかりになりますけれども、五カ年の定員削減計画で、定員減が農林水産省だけ政府の中で突出して多いことがわかる。我々がこうやって一生懸命、農林水産政策の議論をしていっているけれども、なぜか政府の中では農林水産省のひとり負けみたいな定員削減がされている、定員減がされている、これはいいのかということなんです。

去年、私、ここで取り上げて、内閣官房副長官、内閣人事局から来てもらつて、官房副長官すら、農林水産省に過度に負担を負わせてしまつていと認めました。それを経て、大臣、三十一年度の定員確保、十分できましたか。どういう現状になっていますか。

○吉川(国務)大臣 重要な御指摘をいただいたと思っております。

平成三十一年度の機構・定員に関しては、農林水産省を取り巻く諸課題に的確に対応するための要求を行つたところでございます。

その結果、機構については、農地、農業用施設にかかわる防災、減災及び災害復旧のための体制強化をいたしまして、農村振興局整備部に防災・減災対策室、新たな森林管理システムの適切な運用のための体制強化をいたしまして、林野庁森林整備部に森林集積推進室、外国漁船に対する漁業取締りの強化のため、水産庁資源管理部に漁業取締課の設置要求が全て認められたところでございます。

また、定員につきましては、計画的な定員合理化等により四百九十人の減員となったものの、他方で、新規増員をいたしましては、自然災害の増加を踏まえまして、農地、農業用施設や大規模な山地災害にかかわる防災、減災及び災害復旧のための体制強化、訪日外国人旅行者の増加を踏まえまして、動物検疫の適切な実施に向けた体制強化、さらには、外国漁船による違法操業の悪質、巧妙化を踏まえまして、漁業取締り体制の強化を図るため、百九十六人という、この五年間で最大の増員が認められたところでもございまして、こ

これらの結果、今年度の定員は二万七百四十三人となったところでございます。

○大串(博)委員 済みません、大臣に決意をもう一言お尋ねしたいと思うんですが、それでもことは、三十年度の二万一千十三名から二万七百四十三名と、ぐっと減っていますね。これも、他省庁に比べると激減ですよ。

この春は、夏に向けて、次期の五カ年の定員削減計画に關しての議論が行われますね。極めて重要な期間を迎えようとしています。こういったときに、次期の五カ年に向けて、やはり、農林水産省としてもしっかりと要求、要望を出して、定員増を打ち取っていくという姿勢を持ってもらわなきゃいかぬと思うんです。

昨年、私、ここで、応援団として、内閣官房副長官からは、農林水産省に過度に負担を負ってもらっていますという答弁までありました。応援団もこうやっていくわけですから、ぜひ大臣、次期五カ年計画、そして来年度の機構・定員に關しては最大限要求、要望をしていって、定員を確保していくという決意をどうかお聞かせいただけないでしょうか。

○吉川(國務)大臣 御指摘をいただきました定員に關しまして、適切に私どもも対応してまいりたいと存じます。

○大串(博)委員 適切にではなくて、大臣、全力でやりますというふうに言っていたかと思ひますし、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

機構に關しては、きょう、まず、さわりの議論をさせていただきました。ただ、さわりを議論しただけでも、中間管理事業としていかに成果を上げていないか、集積はいいんですが、中間管理事業として成果を上げていないかというのがよくわかりました。

私は、貴重な国の財源を使うのであれば、中間管理機構なるものの存在すらもう、なくてもいいと思ひます。なくて、むしろ、地方の市町村ベースにより資源を回していくような、そういう

大きな大転換をこの議論の中で皆さんとともに新たにつくり出していくべきだということを申し上げて、更に議論させていただきたいと思ひます。(吉川(國務)大臣「委員長」と呼ぶ)

大臣、お願いします。

○吉川(國務)大臣 補足してお答えをさせていただきます。今、大串委員からも御指摘をいただいておりますように、将来の業務運営に支障が生じませんように、地方農政局等の地方組織も含めまして、必要な定員の確保に努めるべく、今後もしっかり対応してまいりたいと存じます。

○大串(博)委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○武藤(委員) 次に、神谷(裕)君。

○神谷(裕)委員 おはようございます。立憲民主党、神谷裕でございます。

きょうもまた質問の機会をいただきましたことを御礼を申し上げます。

まず冒頭でございます。

今、大串委員からもお話ありましたとおりです。農林水産省、まさに現場、地域に足がなければ何もできないとは思ひます。けれども、やはりしっかりとやっていただかなければいけない。そういう意味において、先ほどの大臣の御決意を承ったんですが、やはり、やや寂しい感じがいたします。何とか、この農水省の体制、これをしっかりとやっていただくこと、これがこの日本の地域政策にとっても非常に重要であると思ひているところでございます。

最後に補足をいただきましたけれども、どうか、私からも、農水省、しっかりとやっていただかないと、何よりしっかりとやっていただかないとこの日本の地域は成り立たないんだと思ひで、ぜひお願いをしたいと思ひますので、もし、大臣、重ねて御決意をいただけるのであればいただきたいと思ひます。いかがでございますでしょうか。

○吉川(國務)大臣 ただいま、大串委員の御指摘に

対しまして、定員につきましてもお答えをさせていただきます。農林水産省といたしましては、農林水産業の成長産業化に向けた改革を進めてまいりました。さらに、家畜防疫ですとか動植物の検疫、さらには、自然災害の増加を踏まえた防災、減災ですとか災害復旧等、農林水産業を取り巻く諸課題の解決を図るために必要な定員を確保することが最も必要だと考えております。

このために、次期定員の合理化計画におきましても、先ほど申し上げましたように、将来の業務運営に支障が生じませんように、地方農政局等の地方組織も含めまして、必要な定員の確保に努めるべくしっかりと今後とも対応していききたい、こう考えております。

○神谷(裕)委員 ぜひ、本当にお願いをしたいと思ひます。

先般も豚コレラの決議を当委員会ですべていただいております。しかし、残念ながらまだ終息の気配が見えないというような状況にもございまして、もうここは、当委員会でも決議をさせていただきます。一日も早く終息をさせなければならぬ。最近に至ってやはり少し緩んでいるのは申しませんが、何とか早く終わらせようという決意がもつと見れてもいいんじゃないかなと思ひます。そのための定員も含めてしっかりと御措置をいただきたいと思います。このことを重ねてお願いを申し上げます。

それでは、中間管理機構の質問をさせていただきます。先ほど大串委員からもいろいろお話ございました。私も、この中間管理事業、制定時にさかのぼってどうだったかなというのはやはり振り返らなければいけないだろうというふうに思ひます。

あのとき、やはり大きな議論として、農水省、あるいはこの国会の皆様方もそうだったと思ひますけれども、だんだん農家、農業者の方が減っている、縮小過程にある、そういう中で、誰に農地

を耕していただくんだ、耕していただかなければいけないという思いがあったんだと思ひます。

二〇一五年の農業センサスを見ていても、やはり農家の縮小が大きくなっていましたし、あるいは、農地の集積も進めていたというような状況にはありました。そういう縮小、再編の過程の中で農業、農村があつたことだと思ひますけれども、そういう農村に人がいなくなる中で、誰に農地を耕していただくのか、これはやはり大問題だと思ひます。

あのときに人・農地プランを入れたその経過の中では、当然さまざまな議論があつたんですが、例えば、企業が入ってくるんじゃないかと、さまざま議論があつたと思ひます。ただ、その中で、やはり、誰に農地を耕していただく、これは大事な話だと思ひますので、まずこれについて伺いたいと思ひます。

○吉川(國務)大臣 農業者の高齢化、減少化が進む中でありまして、我が国農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な経営体、いわゆる担い手でありまされども、により、農地が有効に活用されることが必要であります。現在の担い手の経営発展を支援するとともに、新しい担い手の確保も図っていくことが重要であるうかと思ひます。

加えて、今後、相当程度の農業者が高齢のためリタイアをした後の農地を担い手がまとまった形で利用できるようなことも必要であるうかと存じます。このため、農地バンクによる担い手への農地集積、集約化を推進していくほか、六次産業化の推進ですとか、あるいはスマート農業の社会実装の加速化ですとか、基盤整備の推進、新規就農者の確保等により、担い手の確保とその所得向上も図っていくかなければなりません。

これらの取組を総合的に推進することによりまして、担い手による農地の有効利用を図っていくことといたしております。

○神谷(裕)委員 もう大臣おっしゃるとおりでございます。担い手にいかにして農地を集積してい

ただやはり、当時の考え方としてというか、問題意識として持っていただかなければいけない、かつたのは、担い手に集中をしていかなければいけないと思う反面、果たして担い手が全て吸収できるのか。八割というような目標が実はそういう目標なのかもしれませんけれども、誰に最終的にこの国の大切な農地を耕していただくのか、これはやはり考えていかなければいけないという時期に來ているのかもしれません。

そういう意味で、いろいろな政策を総動員していただいて、ぜひ担い手にしっかりと農地を守っていただくように頑張っていかなければいけないんだらうというふうに思うところでございます。

また中間管理機構、これは先ほど大申委員申していたとおり、中間管理事業でございすから、出し手と受け手、これを切り離すのが一つの目玉でございす。しかし、実態はどうだったかと申しますと、実は、ほぼ出し手と受け手が整わない限り前に進まないという事情にあったと私自身は思っています。ということになりますと、結果からすると、やはり現場に近いところでないとなかなかワークしなかつたと思っています。ですの、市町村というのか、自治体、あるいは農業者委員会の皆さん方が一生懸命動いていただいて、結果として、成果を上げてきたんだらうというふうには思っています。

とすならば、先ほど大串さんおっしゃって
いたとおり、中間管理事業そのものを都道府県レベルで動かそうとしたことにやはり無理があつたんじゃないかなと私自身も思うわけでございます。この辺について御所感を伺えたらと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほどもお話しいたしましたとおり、中間管理事業、これ自体は都道府県段階に置いているということについては、将来的な担い手の不足も含め、地域の外から担い手を確保していくということにも対応できるようにということが一つの大きな

な理由だったと思っておりますけれども、だからといまして、それだけをこの中間管理機構が目的としていたということではもちろんございませう。で、先ほどお話いたしましたとおり、配分計画の原案も市町村がつくれるという枠組みもございまして、国会での修正によりまして、人・農・地プランにつきましても、この中間管理事業の田舎な推進のために法律上位置づけられたという経緯もございまして。

ですので、我々といしましては、中間管理事業が県段階で置いてありまして、担い手の活動が広域化する中で、いい場合には、地域外も含めて広く担い手を探すということ、それから、公的機関が間に立つということは農地バンクのよさとして残しつつ、地域における全体の農地の集積、集約化、どういう農地利用が将来いいのかというような機運をもう一度盛り上げていこう、そのためのいろいろな仕組みの改善をしようというのが今回の改正の趣旨でございます。

○神谷（裕）委員　局長言っていたいたんですけれども、当初、もともと原案には人・農地プランを入れるということもなかったわけでございますして、国会における修正を踏まえてこうなったんじゃないかなというふうに記憶をしておりますし、そもその設計段階において、都道府県レベルでワークさせようというのはやはり無理があつたんじゃないかなというふうにどうしても思えます。

その上で、やはり現場というか、実際に農地の移動を見ておきますと、もう御案内のとおりで、農業委員会であつたりJ Aであつたり、そういうところがつかり頑張つてるところ、しっかりと頑張つていただいたところこそ、こういうふうに移動しているというような現状が私はあると思います。

そういつた意味において、こういつたJ.A.等の位置づけが当初なされていなかったということもやはり問題だったと思うんですが、今回、そういう意味では、法案、五年の見直しを経てしっかりと

位置づいていこうというようになっておられますけれども、逆に言いますと、円滑化事業とかそういうものがこの中間管理事業に統合されるというような形になっているわけでございます。という逆行しているんじゃないかなと。

要は J・A等をしっかりと位置づけておきながら、一方でこれは統合していくというのは、何となくメッセージとして逆のような気がいたしまして、むしろ、こういった事業を強化していくというか、分離した上で強化していくというようにする方が私はふさわしいと思うんですけれども、これについてはいかがでございましょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

今回、五年後見直しを行うに際しまして、我々々々としては、できるだけ具体的なデータ、具体的な事実に基づいて対応方策を考えていこうという方針で臨んだところでございます。

円滑事業につきましては、全体の実績をつおさに見てみまして、これは、活発に活動を引き續き行っているところと、それから、むしろ農地バンク事業に移行している、県によって大分方針が違つておりました。

引き続き特色ある取組を行って活発に活動しておりますのは、先ほど稲津議員からもお話のありましたとおり、約五県でございます。逆に言いますと、残りの四十二県におきましては、農地バンク創設以来、農地バンク事業への移行がもう進んでおります。ですので、今まで円滑化事業として

やってきたところについても、農地担当の職員を縮小したり、そういうような形になっているわけでございます。そういうようなこともありまして、事業実績といたしましても、ピーク時の三分の一程度まで減少しているという認識でございます。

こういうようなことを踏まえまして、円滑化事業と農地バンク、当初はそれぞれ、まだ円滑化事業も各県において活動していたわけですので、併存をしていたということですが、五年後見直しの際にむしろこれは一体として推進をしてい

く体制をつくった方が担い手農家のためになるのではないかということで、今回、見直しをさせていただきます。

それ、地域レベルを重視するというのは、これは、繰り返し申し上げましたとおり、農地バンク事業の本来の目的、あるいは、国会での修正になつても非常に重要だと位置づけられているところでございますが、例えば、農地利用最適化推進委員の位置づけが人、農地プランの規定の中になつていとか、そういうところで、各地域の方々も、どの程度、どのようににかかわっていけばいいのかというような戸惑いもあったということも、農業委員会系統の全国団体の方々からも聞いておりまして、それを位置づけてくれという要望もございました。

こういうものを踏まえまして、農地バンク事業を全体としてうまく機能させるために、市町村レベルでのリンク、連携を強めていこうという考え方に立った次第でございます。

○神谷(裕)委員　やはり地域というか現場に近いところで話をしていただかないとこういうものといふのは進まないと思います。

実際に、先ほどもお話あったとおり、誰でもいいから貸します、誰でもいいから受けてくださいというような形にはなかなか実はなっていないというふうに聞いておりますし、地域から受け手を探すのがやはり一番だと思っんですけれども、それなかなか難しくなっているのかなというよう

な感じがいたしています。

ですので、一番最初に大臣にも、誰が誰に耕していたのかというのをやはり考えていかなければいけないだろう、地域で誰に耕していただくのかということを考えていかなければいけないなどというようにお話を申し上げたわけなんですけれ

ども、そうなると、もちろんこの農地バンクそのものが一つの施策であるということは否定はしませんけれども、本質において、農業経営というのをどうやって支えていくかというのがむしろやはり大事なんじゃないかと思うわけでございます。

やはり、農家の子弟が継いでみたい、あるいは、農家のお父さんが子供にいいぞと言えるような農業にしていかなきゃいけないというふうに思うわけでございます。

そういった意味では、むしろ経営支援策であるとか収入確保策であるとか、そういったものが不足しているというメッセージと捉えられるんじゃないかと思うんですけれども、こういったものについてもやはり重要だということは間違いないと思うんですが、やはりこれが足りていないんだというメッセージだと私は思うんですけれども、これについての御所感をいただけたらと思います。

○吉川国務大臣 今、神谷委員から御指摘ありました、地域の担い手不足に対しての担い手の育成ですとか支援策というのは大変重要なことだと思っております。

今、もう御承知のとおり、農業者の高齢化、減少化が進む中、我が国の農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成、確保することが大切でありますし、農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することも重要であります。

このために、今回見直しを行う農地バンクによる取組だけではございまして、担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるように、融資、税制などを通じ重点的に支援をいたしたいと思っております。

さらには、法人化や経営継承など、担い手の経営上の課題の解決を図るための経営相談体制の整備も行いたいと思います。

そして、担い手のさまざまなチャレンジに伴うリスクに対するセーフティネットとしての収入保険制度の創設等も推進をしているところでございますけれども、これらの取組を総合的に推進をすることによりまして、担い手の育成、確保にもしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○神谷(裕)委員 ぜひお願いしたいと思いますし、やはり、人口減少ではないんですが、農村人

口が減っています、農家も減っています、高齢化も進んでいます、その後、引受手がいません。これはやはり、この中間管理事業だけでは到底克服できる問題ではありません。もちろん、農地の集積、大事ですし、そこを担い手にやっていく、そして、面積拡大していけば食べていけるんじゃないかという考え方はわからなくはないんですが、それだけでは十分ではないというのが現状なんだと思います。

とするならば、やはり個々の経営についてももう少しと着目をした形での、この辺の強化、これをぜひあわせてお願いをしなければいけないのかなというふうに思っております。

大臣も御案内のとおり、北海道、だんだんだん農業者が減ってきているものですから、それを地域の皆さんで吸収していただいて、何とか近所で引き受けていただいて、荒れないようにということで頑張っていたいていと思うんですけれども、そういう形で一生懸命頑張っていたいてい戸当たりの面積も相当大きくなっていて、そろそろ吸収するにも限界が近づいているというような声も聞かれたところがあるというふうに思っています。

貸そうにも、やはり地域で受け手が徐々に徐々にいなくなっていくという状況が現実化しつつあると思うんですけれども、この辺について御所感をいただけたらと思います。

○大澤政府参考人 そういふ北海道のように大規模化が相当進んでいる地域におきまして、やはり人口減少等々、農業者の減少等の影響によりまして、担い手が自分の経営のペースを超えて規模拡大しなさいいけない、地域を維持するためには、それで、なかなか、そこまですと、これ以上担い手でも農地を引き受ける余地が少ないという場合もあるというふうに承知いたしております。

こういうことに対処いたしましたして、やはり地域の農協でありますとか、あるいはさまざまな市町

村等が新規就農のためのいろいろな取組を行って、これも承知いたしております。

今回のこの農地バンクの見直しに限って申し上げますと、その中でも、やはり新規就農等で特色のある取組を行っておられる旧円滑化団体につきましては、この役割をなるべく維持した形で、一方で、担い手のリスト、農地のリストの共通化ということのためもありまして、円滑化団体と農地バンクを、円滑化団体の活動を損なわない形で統合一体化する、こういう考え方を打ち出したこととでございますし、新規就農の事業につきましても、引き続きJA等が取り組めるように、必要な見直しも行いたいというふうに考えているところでございます。

○神谷(裕)委員 北海道、本当に、集約が大分進んでいます。面的な支援もいただいておりますし、機械化投資でも支援をいただいておりますけれども、それでもやはり厳しいという声が、もうそろそろ限界に近いというような声も聞こえているわけでありまして。そういう中で、現実の話として、八割を担い手に集積をさせる、これはやはりちよつと、現実味、遠いというような気もいたしております。というのは、現場の農家さんがそういうような形で、もうそろそろ限界に近いというメッセージを放っていたいていいるわけです。

そういう意味で、本当に、更に機械投資をしていただくのか、あるいは、さまざまな支援をいただいたとしてどれだけできるのか、そこも現実論としてあるんだということをぜひ踏まえていただきたいと思っておりますし、ぜひお考えをいただきたいと思っております。

また、北海道においては、どちらかというと、貸し借りではなくて、売買というのが中心でございます。自分の農地ですから、しっかりと頑張っていたいています。もちろん負債も大きくなるんですけれども、そういったところはあるにしても、しっかりと売買でやって今まで吸収をしていたいています。

は貸し手、借り手の世界がメインでございますから、売買についての集積というのが実は余り、寂しいなというふうに若干思っています。政策目的としては、担い手に農地を集積をしていくという目的は一緒だとするならば、貸し手、借り手だけではなくて、むしろ売買についてもしっかりと支えていただきたいと思うところでございます。

これについてぜひお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

北海道におきましては、御指摘のとおり、地権者の多くが担い手でございます。かつ、売買による農地の権利移転が中心であるということで、所有権の移転による担い手への農地集積、これが一般的な地域もあるというふうに承知しております。北海道農業会議からも、担い手を中心である地域について、農地の売買による集積についても支援の拡充を要望したいという要望があったというふうに承知しております。

こういうことも受けまして、今回の見直しの中では、農用地利用規程の特例といたしまして、地域で担い手を特定し、特定された担い手又は農地バンク以外への貸付けを制限する、そういう規程をつくった場合には、そういう仕組みをつくった上で、本特例を活用して農地バンクに農地が買い取られる場合に、二千万円までの譲渡所得の特別控除の適用対象とするという税制措置を講ずることとしたところでございます。

北海道特有の所有権移転に対する支援につきましては、本制度を活用しまして負担の軽減等を図ってまいりたいというふうに我々は考えてございます。

○神谷(裕)委員 ありがとうございます。

中間管理事業の中で二千万円の話は出ていたんですけれども、これによらなくとも、例えば農地の売買について、何らか、いろいろな形で考えていただけたらなということをおわせてお願いしたいと思います。

先ほど大串さんからお話ありました。この事業、やはり中山間地とか条件不利地にはききが悪いんじゃないかなと私は思っています。一回出し手の方から引き受けて、例えばさまざまな基盤整備を施した上で新たな借り手に貸し付けていくというのが本来の絵だと思ふんですけれども、やはり中山間地であるとか条件不利地というのは、基盤整備事業をするにしても面的な部分であるとか省力化はなかなか難しいんだろうと思ひますし、そういった意味で、なかなか収益も上がらない、上がらないというわけではないんではないけれども、なかなか難しいんだろうというふうに思ひます。

そういう意味で、中山間地あるいはこういったところに、先ほど実績も伺いましたけれども、やはり低調になるというのも仕方ないのかなとは思ひながら、かといって、耕作放棄地であるとかそういうもの、要は、お貸しになりたい、出し手が多いいところはそういったところなんだろうというふうに思ふわけです。

そういった意味で、この事業、ききが悪いというところであるわけですから、やはり何らか考えていかなきゃいけないんじゃないかと思ふわけでありまして、ひよつとすると、本来、そういったところに対処するための法律がきていないというのは、これは致命的な結果にもなりますので、こういったところをぜひ考えていただきたいと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

中山間地域について事業を振興するということは今回の課題の一つでもあると思つておりますし、所要の対策も行つてまいりたいというふうに考えてございます。

二十六年に農地バンクができて、そのときは全国的な制度をまずつくることを優先したわけでございますけれども、予算の、公共事業の集中でありますとか、それから土地改良法を改正いたしました、中山間地域については、今、特別の要件で圃場整備事業を実施できるようにする、ある

いはその負担をなくできるようにするとか、逐次充実しているつもりでございますけれども、その充実した措置も今年度でまだ二年目を迎えるというようなこともございますので、その辺については、事業の普及、拡大、拡充等々を図っていききたいと思つております。

今回の見直しにおきましては、やはり予算面では、地域機構集積協力を中山間地農業ルネッサンス事業に新たに位置づけまして、この予算の六割を優先枠として設けたところでございます。また、中山間地域における農地の最低集積要件、事業を使う際の要件を平場に比べて五分の一に緩和したところでございます。

このような逐次の措置を有効に活用することによりまして、中山間地域について特に意を払つてまいりたいというふうに考えてございます。

○神谷(裕)委員 本日に、西側は特に水張り面積もどんどん落ちて、減つてきているというところも聞いておりますし、引受手がだんだんやはり減つてきているのかなというふうに思ひます。そういった方にやはりきかなければ、この法律というか中間管理事業の意味が、ないとは言ひませんが、やはりしつかりときいていただかなきゃいけないのですから、このやり方で本当にいいのか、一回考えなければいけないんじゃないかと思ふところがございますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

先ほどから、人・農地プランについての実質化についてのお話があつたと思ひます。やはり人・農地プランは大事だと思ふんですけれども、何が問題であつたのか何いたいと思ひますし、また、今回の改正で実質化というのが進むのか、それについて伺えたらと思ひます。

○大澤政府参考人 人・農地プランにつきましては、ほぼ、九割以上の市町村におきまして、総計で約一万五千のプランが作成されておりますので、形としては、ほぼ、多くの市町村をカバーしていると思ひますけれども、その中を見てもみますと、農地の出し手が一切記載されてい

いものが半数を占めているということで、我々から見ても、本日に議論をした結果、地域の農地の将来方向について決まつたとはなかなか言えないものというのが相当あるというふうな検証を今回いたしたところでございます。

その原因をいたしましては、やはり、幾つかありますけれども、取りまとめ役であります市町村の人員の不足、あるいは、農地の出し手の個別の名前それから農地の場所等を全て記載させるというような様式をつくつていたことによりまして誤解といひますか、人・農地プランに出し手の名前として位置づけられてしまうと、すぐに農家をやめろというプレッシャーがどんどん出てくるんじゃないかというふうな話も聞いたことがございます。それから、この事業にリンクしていたものが次世代人材投資事業というのが主だったものですから、その事業を使いたがためにプランだけつくりましたというふうなこともあつたというふうに認識しております。

今回につきましては、事業の優先をする対象も施設整備等々、あるいは、機構の協力金についても、地域タイプを充実することによってそのリンクを強めようとしておりますし、市町村の人手不足問題につきましては、農業委員、推進委員の活用のための、予算の見直しも含めて、活用を法律上位置づけたところがございますし、それから、農地の出し手を書かせるということについても見直しをいたしまして、まず議論を優先して現状をよく見ていただくということ、地図を活用して地域の現状をなるべく地域の方々で共有していただくという方法論も法律上位置づけさせていただいていこうとございまして、そういうような措置を使うことによりまして再活性化していきたいというふうに考えてございます。

○神谷(裕)委員 この人・農地プラン、本日に重要だと思つています。一つには、地域で、未来のこの地域をどうしていこうか、どなたに集積をしていこうか、それをしっかりと話し合つていただくというのが一つ

ございました。

そしてまた、当時の記憶として、外部から例えば突然企業が入ってきたときに、地域の皆さん方が受け入れられないのだから、そういうようなこともあつて、この人・農地プラン、絶対に入れないかなきゃいけないんだというのが当時の与野党の考え方であつたと思ひます。

ですので、この人・農地プラン、協議の場、これは本日に重要だと思ひますし、これをしっかりとワークさせていくことが重要だと思ふんです。ですので、しっかりと支援をしていただかなければいけないと思ひます。

ただ、若干気になりますのは、これだけ広域化で一人の耕作面積が広がっていると、従来型であると、農村集落という単位での人・農地プラン、協議の場であつたと思ふんですけれども、お話を聞いていますと、幾つかの府県にまたがったり、そういうような事例も散見されるというふうなことがございますから、そもそもにおいて、協議の場あるいは人・農地プラン、この作成の仕方が従来と、我々の考え方と若干変わつてきているのかなというふうに思ふわけでございます。

そういった仕掛けもしつかりと考えていただきたいということをお願いを申し上げさせていただきます。時間でございますので、私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございます。

○武藤委員長 次に、近藤和也君。

○近藤(和)委員 石川県能登半島の近藤和也でございます。質疑に入らせていただく前に、昨日、櫻田五輪担当大臣が辞任をされました。本日に強い怒りを覚えます。恐らく与野党の皆様もそうだと思ひます。

なぜこの話から入らせていただくかと申しますと、二〇一一年、私も一期目の議員でしたけれども、東日本大震災があつてから、福島県広野町に、浪人時も、今もですけれども、通わせていただいております。やはり一人の議員で広域を見るの

は厳しい、一つの自治体を丁寧に見ていこうということ、この広野町というところは、いわき市より一つ北の自治体でして、福島第一原発から二十キロから三十キロ圏内にちょうど入る自治体でして、最初から入れるような、そういった自治体でした。

二〇一一年の四月、五月とずっと入り続けていたんですが、二回目に入ったときにはちょうど五月です。五月といえば、大体田植の時期です。私も田園地帯で生まれ育った人間ですから、五月の、みずみずしい、田植が始まるか始まったか、それぞれの色合いの違いというのは、ありふれた当たり前の景色です。そのありふれた当たり前の景色が全く動いていないということを、本当に心を痛めました。

そして、秋になりました。秋になったときに、ある農家の方と出会いました。その方は、今となっては本当に元気に頑張られておられまして、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、アヒルを飼育してお米づくりをされている。アヒルは害虫を食べて、かつ、アヒルが動き回ること雑草も抜けて、一挙両得といいますが、そういうことでお米づくりを頑張られて、しかも、そこからお酒もつくっていただいています。そのお酒も私もいただきました。

その方と秋に会ったときに、実際には九月だったんですけども、お米をつくられていました。なぜつくっていたかといいますと、放射性物質の影響がどれくらいあるかということで、三種類つくっていました。米の種類ではなくて、五センチ表土を剥いだ、表土を取り除いて植えた苗、稲と、そしてそのままで植えた稲と、そして炭をまぜれば放射性物質を吸い取ってくれるのではないかと、そういったことも含めて、三種類の田んぼを、本当に少しでもつくられておられました。

そして、その方が言われたのは、俺たちは食べるものをつくっている、でも今は食べられないものをつくっているんだ、そういうつらい気持ちをお

んたらはちゃんとわかれということで、怒られました。そういうつらい環境の中から、ようやく今、笑顔を出しながら頑張られておられます方がいらつしゃいます。

そして、くしくも昨日は、大熊町として双葉町、この二つの町がようやく、避難指示、ほんのごくごく一部ですけれども、解除になりました。その町の方からは、二月ぐらい前に言われました、復興五輪ということで、復興オリンピックというところで大々的に言わないでくれ、自分たちはまだこれから復興の準備をしていくんだと。そういったときに、日本全国で世界へ向けて復興した、復興したとわいわい騒がないで、勘違いされるから。自分たちはここから始めるんだ、四月から始めるんだということで、いろいろな準備を見えてきました。

そういう方々も含めて、本当に私としては怒り心頭でございます。別に、野党が与党をたたきたというわけではありません。今、内閣では、全員が復興大臣だ、そういうことで安倍政権は言われています。私たちが、一議員も復興担当議員なんだ、そういう思いでおられますので、本当に被災地からの復興ということに対しては緊張感を持っていただきたいと思いますし、現場へ行けば行くほど悩みというものが、もちろん復興からの喜びもあります。悩みというのも時間軸で随分変わってきますので、本当に皆様とともに寄り添っていただけたら。私は、大臣ではなくて国会議員もやるべきだというふうに思います。

それでは、本題に入らせていただきます。先ほどから、農林水産省の人員の件がございました。済みません、質問の順番が変わりますけれども、今回の中間管理機構の一つの目的、目標というのが大規模化、集約化にある。これは、私もその方向性としては否定をするものではありません。ただ一方で、例えば私の近所ですと、二

十人でお米をつくっていましたが、そして今はもう三人から四人ぐらいでやっていますというところが、やはりどんどん、集約化というのはそういうことだと思ふんですね、面積が変わらなくても。ということは、今まで二十人がそれぞれの細かいところで目くばせをしていた、例えばおかしな動物が入ってくるとか、例えば山が少し崩れてきたのをまずは自分たちで直すとか行政に連絡をするとか、そういったことがあったのが、今、集約化されることによって、現場での現場の人たちがそもそも減ってきているという現状があります。

この大規模化、集約化というのは、コストダウンということとは言えるんですけども、一方で、現場の方々の集約化、コストダウンということがあったとしても、公とすればむしろ手間暇かけなきゃいけないということは、私は意識していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

そして、先ほどからお話がありました大和堆における違法操業問題、水産庁、人員も含めて、装備も含めてふやしていかなければいけないと思いますし、そして豚コレラの問題がありました、アフリカ豚コレラの問題もあります、防疫体制も含めて、日本はこれから観光立国でどんどんどんどん外国人をふやしていこうということですから、人をふやしていかなければいけません。

大臣が先ほどから、支障がないように人員を確保するということをおっしゃられておられました。が、少なくとも、支障が出ないようにというよりも、攻めていくという気持ち、攻めの農業という言葉も今政権で盛んに言われていますから、人員確保というところでは攻めていくんだ、そして今の集約化の方向性として、効率化で減っていくということではなくて、どんどんどんどん私たちは拡大をしていかなきゃいけないんだということも意識をしていただきたいと思います。この人員確保というところについての御所見をお願いいたします。

○吉川国務大臣 農林水産省といたしましては、

農林水産業の成長産業化に向けた改革を進めるとともに、家畜防疫や動植物検疫、自然災害の増加を踏まえた防災、減災や災害復旧等、農林水産業を取り巻く諸課題の解決を図るために、毎年度所要の増員を行うなど、必要な定員の確保に努めてきているところでもございます。

今後とも、時々の政策課題に的確に対応していかなければなりませんので、将来の業務運営に支障が生じませんように、必要な定員の確保に努めてまいらねばならないと存じております。

先ほど私申し上げましたように、地方の農政局等々におきまして、さらには水産関係、そしてまた、今委員からも御指摘もございましたように、豚コレラ対策の防疫対策等々も含めまして、しっかりと対応していかなければならないさまざまな課題が出てまいっておりますので、しっかりと定員の確保にはこれからも努めてまいりたいと存じます。

○近藤(和)委員 ありがとうございます。私はいつもこうやって能登半島の形をしていますけれども、どんどんどんどん縮小されてきました。輪島というところから、輪島市は朝市で有名ですが、今は輪島も、そして七尾というところからも一時間半で珠洲に行けるんですが、今はもう全部金沢、ほぼ金沢という状況です。二時間以上かかります。

恐らくは、石川県は面積としては非常にまだ小さい方ですから、大きな自治体はもつともと隅々まで目配りをしていくことでは、皆様は移動だけでも大変御苦労されているんじゃないかなというふうにも思いますので、そこにも気配りをしていただければというふうに思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本題の農地中間管理機構にかかわる法律についての議論を進めさせていただきたいと思ひます。

きょうは、このもとになる基本法、そしてさらには現状、進捗状況、そして次には人・農地プラ

ンについて、そして中間管理機構の体制について
ということでお伺いしたいというふうに思
いますので、よろしく願います。

食料・農業・農村基本法がそもそのもの、もとの
部分になるんじゃないかなというふうには思いま
すが、もう二十年たっています。この評価や基本
認識を伺います。

○吉川国務大臣 食料・農業・農村基本法につ
きましての基本認識についてお伺いがございま
した。

平成十一年に制定をされました食料・農業・農
村基本法は、食料、農業及び農村に関する施策に
つきまして、基本理念及びその実現を図るのに基
本となる事項を定めるとともに、国や地方公共団
体の責務等を明らかにするものであります。

安倍内閣におきましては、農業従事者の高齢
化、耕作放棄地の増大など、農業を取り巻く環境
が厳しい中で、基本法に定められた基本理念を実
現するために、農地バンクによる農地の集積、集
約化、米政策改革、それから六十年ぶりの農協改
革など、農業を産業として強くするための改革を
強力に進めているところでもございます。また、
日本型直接支払制度を創設をいたしまして、農村
地域の共同活動ですとか営農の継続等に必要なる
支援を行うなど、地域の活力を維持向上させるた
めの施策、いわゆる地域政策であります。これを
車の両輪として着実に実施もしているところでも
ございます。

さらに、食品の安全性、品質の向上、不測時の
食料安全保障など、食料政策の充実にも取り組ん
でいるところでございますけれども、次期食
料・農業・農村基本計画におきましても、更に施
策を充実をさせて、食料の安定供給の確保ですと
か、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、そ
して農村の振興といった基本理念の実現に向けま
して全力で取り組んでまいりたいと存じます。

○近藤(和)委員 その中で、「効率的かつ安定的
な農業経営」という言葉ですとか、同じように、
「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する」

という言葉がたびたび出てきますが、この「効率
的かつ安定的な」というのはどういうことを指す
んでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。
通告が必ずしもございませんでしたので、資料
は持っておりませんのであれですけれども、資料
的には、今回の改正にも入っております農業経営
基盤強化法で、他産業と遜色ないような所得を上
げるような農業者を認定、そういう者を育成する
ために認定農業者制度というのを設けております
けれども、そういうような認定農業者制度の趣旨
の中にも効率的かつ安定的な経営というのが入っ
ておりますし、そういう形で、農業を中心として
一定の所得を上げていくという方で、労働時間的
にもしっかりと農業中心でやっておられるという
ような方を指していると思つて、基本的な考え方
としてはそういうふうに入っているところでござ
います。

○近藤(和)委員 ありがとうございます。
この効率的かつ安定的な経営ということを求め過ぎ
ると、切り捨てられる方が、地域が出てくるとい
うことは認識をしてほしいなと思つます。

そして、地域を回つてみますと、畑に出てい
るおばあちゃん、おじいちゃん、草むしりなどをし
ていて、これをやっていると健康にいいんだ、気
持がいいんだ、そうすると体だけではなくて頭
にもよくて、結果として子供や孫に迷惑をかけな
くていいんだ、こういう方々もたくさんいらつ
しゃいます。この効率的かつ安定的な経営といふこ
ろは大事な部分かもしれないですけれども、その
影になる部分がある方もたくさんいらつしゃると
いうことも認識をしていただきたいというふうにも
思ひます。

そしてさらには、農業をどんどん産業化してい
くということ、確かにそうかもしれません、大
事なことだと思ふには思ひますけれども、も
うからないところにも大事な部分があるんだとい
うことも同様にご認識をして、今後、私も議論を進
めていきたいと思ひますので、こういうふうにも

また感じていただければというふうに思ひます。
それでは、進捗状況について伺います。
現在、進捗状況については、先ほどからお話が
ございました五・二％ということですが、こち
らについての評価、現状をどのように考えている
かということをお願いいたします。

○大澤政府参考人 お答えいたします。
まず、これは歴史的というか時系列的に見ます
と、農地バンク事業が開始された平成二十六年
以降、担い手への農地集積というの上昇に転じ
ておりますので、そういう意味で、農地バンクの
創設の効果としてはあったのかなというふう
に思っております。

他方で、その伸びは近年鈍化しているという
うに認識しております。この原因は主に、農地バ
ンクができたときには、農地の集積、集約化の機
運が以前からあった平場の水田地帯での事業の活
用というのが主に行われたというふうな理解して
おりますが、その活用が一巡いたしましたして、例
え、典型的には平場の集約集積による事業の活用
というのが最近少なくなつてきて、以前に比べま
すとなつてきております。

ということで、やはり今後は、新たに地域の話
合ひから始めなければならぬ地域、より難しく
なつてくると思つておりますけれども、そういう
地域について事業をどうやって進めていくかとい
うようなことが必要になつてくる。地域的には、
やはり中山間地域、これをどうてこ入れをしてい
くかというのが課題だと認識しております。

○近藤(和)委員 当初のところは、既に機運が
あった平場のところから進んでいって、伸びは最
初はあったけれども、今は少し鈍化をしてきたと
いうことでよろしかったですね。

ただしなんですけれども、十年間で八割まで
持つていくということで、一年当たり割り直すと
十四万九千ヘクタール目標ということですよ
ね。一番伸びた年であつたとしても、約八万ヘク
タールということですよ。そうなので、最初は
よかつたけれども今はそうじゃないということそ

もそうですが、最初はよかつたという前提が、私は、
認識が足りないのかな、若しくは当初からの目標
が誤つていたのかなというふうに入らうんですが、
そこはいかがでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。
この八割目標ができた考え方でございますが、
これは、平成十二年から平成二十二年までの十年
間で、担い手の農地利用割合が約三割から約五割
に二割増加したということが事実としてございま
したので、これを平成二十六年以降の十年間で
五〇％増し、一・五倍に加速する、そういうよう
な形で目標が設定されてきたわけでございませ
ん。

現時点で、担い手がどんどん減つていく中で、
やはり、地域の農業の維持発展を図るためには、
担い手に農地を集積するという目標自体は大事だ
と思つております。ですので、八割目標、正直な
かなか、今の現状からいって、やるには相当加速
化しなきゃいけないということは事実でございま
すけれども、やはり、無理があつたかどうかと
か、そういうことよりも、まず、地域における各
地域の体制を人・農地プランを中心に立て直した
上で、地域がどのくらいできるのか、これをま
ず、再運動活性化ということをやらせていただ
きたいというふうに入らうと思つてございま
す。

○近藤(和)委員 気合いは大事です。本
当にそう思ひます。私もそういう会社に入りましたから。
ついていける人はついていけます。ただ、つ
いていけない方もたくさんいらつしゃいます。や
はり、農家の方から言われるのが、天気は左右さ
れる仕事だ、これだけでも大変なのに、政策に振り
回されるのは勘弁してくれということはずごく言
われるんですよ。

そういう中で、現実、達成が相当厳しいよ
うなものが降りかかってくる。これは農家の方だけ
じゃないと思ひます。それぞれの現場現場の、役
所の方々も含めて、いや、それは無理だよとい
うことが、本当の意味での身の入った計画になら
ないんじゃないかということをお私に心配をしており

んだという、こういう数字の、まあ、どんな数字をとつてもいろいろ、一〇〇%完璧な数字というのはございませんので、そういう形で数字を上げることを期待するとかそういうことも行わないように、あるいは、そういうことを考えているのではないということはちゃんと説明してまいりたいと思います。

要は、担い手が不足している中でどうやって、地域農業を維持発展させていくために何が必要か、そのために、やはり担い手に集積することを加速することが必要じゃないか、こういうことが大事だと思っております。

そういう中で、先生の御指摘のとおり、荒廃農地の発生防止、解消、こういうことも非常に大事だと思っております。こういうところにも、農地バンクが外から担い手を持つてくるとか、あるいは農地バンクに関連する事業の要件緩和等も行っておりますので、こういう中で耕作放棄地の解消にももちろん努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○近藤(和)委員 ぜひとも、ここは成果にでき得るところだというふうに思っておりますので、頑張っていたきたいなというふうに思います。

中間管理事業の評価のところは少し、ちよつきょうは時間がございませんので、人・農地プランのところについてもちよつと、一問だけにしたしたいと思います。

先ほど、稲津委員からもございましたけれども、農業委員の事務方のお話ございました。私も心配をしているのが、この人・農地プランを作成していくに当たって農業委員、推進委員の方々に入っていただくというのも本当に大事なことだというふうに思っています。なんですけれども、現実的に、本当にそれが効果的に発揮し得ることができるとかなというところは心配をしているんですね。

何かといいますと、例えば、私の住んでいる町は一万五千人です。農業委員、推進委員の方がそれぞれ十四人ずついらっしゃいます。二十八人で

すから、大体きょうお集まりの議員くらいの人数です。これくらいの人数的な方が、しかも地域のことを深く知って頑張っておられる方々で、例えば一つの町でプランをつくるとしたら、じゃ、みんなで議論をして、いいプランをまとめましようといつても、そんな簡単に、議論が進めにくいと思うんですね。取りまとめの事務局がしっかりと機能しなければいけない。市、町の職員も含めて、本当に実のあるプランにしていくための体制というところが大丈夫なのかなというふうに思いますが、ここについてはいかがでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

人手不足はさまざまなところにございます。市町村の職員も、先ほど数字の御紹介もありましたとおり、非常に不足しているという中で、やはり我々は、地域で活発に農地の集積、集約化の仲立ちをしていただく方、それを地域の特性に応じて全体で進んでいく体制をつくらうということでございます。

市町村については、国の支援をいたしまして、今回から、人・農地プランに係るアンケート、地図作成に要する経費については、アルバイトの活用も含めて、支援するというふうに考えてございます。

また、農業委員会の事務局職員の業務に必要な経費を、三十一年度予算より新たに農地利用の意向調査の経費として支援することとしたしております。

また、農業経営者サポート事業、これは本来は法人化とか経営承継、こういったところの分野についての法人のサポートとして事業を発足したんですけれども、今回のこの人・農地プランについてもいろいろなサポートの、人の派遣にも使えるようにという形で改善しているところでございます。そのような支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○近藤(和)委員 支援をいただくということで答えをいただきましたが、ただ、ただ単に支援とい

うことではなくて、一年から二年かけていくというところで、全部一斉に、用意、スタートということではなくて、強弱をつけながら、よいパターンをどんどんどんどん組み入れていくということ、本当は二年よりも短い方がいいわけですね。といったことも含めて、よい案になっていくように、今まで頑張つてこられた方の意見をしっかりと吸収していけるように努力をしてほしいと思います。

そして、中間管理機構の体制について、こちら先ほどから人員不足ではないかということも議論になっておりますけれども、私が心配しているのが、じゃ、このまま八割まで頑張っていきました、いければいいと思いますよ、そうなったときに、果たしてこの機構が機能するのかなということも逆に心配をしております。

現時点においても、地代の受取、そして支払いといったところは間に入っているわけですね。この現状の金額について教えてください。

○大澤政府参考人 現状、地代が全体としてどれくらい動いているかということでございます。

(近藤(和)委員「はい」と呼ぶ) それについては……(近藤(和)委員「これは通告してあるはずですから」と呼ぶ) ちよつと違う形でお答えせざるを得ないんですけれども、まず、賃料納付対象者ということでございます、これは平成二十九年時点での調査でございますが、約三万五千人ほどいらっしゃると思います。賃料収入につきまして、平成二十九年段階で、全体で賃料収入が十四億二千百万円という形になっております。

○近藤(和)委員 ありがとうございます。十四億二千百万円が受取で、基本的にはそれとそのまま右から左へという認識でよろしいですね。連うんですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。

先ほど、全国と言いましたけれども、これは新潟県だけの例でございます。申しわけございませ

○近藤(和)委員 ありがとうございます。ちよつと、全体としての数字も教えてほしいんですけれども。

私の問題意識というのはどこにあるかといいますと、どんどんどんどん拡大していく中で、賃料を払えない人も出てくるわけですね。それを取りに行く、いまだきに行くということも大変だということふうにも思います。こも把握しておかなければいけないと思います。

今後、拡大していくに当たって、じゃ、もう八十歳、九十歳になつてやめたといったときに、また探しに行かなきゃいけないというところも、規模の拡大は望ましい方向だとしても、それゆえの悩みというところも、業務的に厳しいところが出てくるというふうにも思いますので、目標を下げることはよくないということも言われましたけれども、そうなのであれば、頑張つていくのであれば、頑張つていく過程の中にいろいろなものが発生してくるということも同時に対処しておかないと、うまくいったけれども、こんな大変なことになるとは思わなかったということに必ずなつてくると思います。

恐らく、現状でも人員が足りないと思います。本気になつて目標へ向けて行こうというのであれば、それこそこちらにもどんどんどんどん人をふやす、予算をつける必要があるというふうにも思っていますので、こういったことも含めて、また議論を続けていきたいと思っています。

どうもありがとうございます。

○武藤委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。農地中間管理事業法の改正案について質問します。

この法律が成立した二〇一三年の日本再興戦略における農地集約の成果目標は、二〇二三年までに全農地の八割を担い手に集約する、集積するといふものであります。そのためには、年十四万ヘクタールを集積することが必要でありましたが、二〇一四年以降、それに到達したことは一度

もありません。

最初に、中間管理機構関連の事業にどれだけの国費が費やされてきたのか、これについて教えてください。事業費及び推進費の予算額、それから機構集積協力金交付事業、この予算額、今年度の当初予算までの額の合計額で結構ですので、説明してください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、農地中間管理機構事業のうち、推進費と借受農地管理等事業費に要する経費としまして、平成二十五年度の補正予算以降、基金造成額としては合計二百三十五億円、それから、二十六年度からは補助金を措置しておりますが、その補助金の合計は百四十六億円でございます。

それから、協力金の交付事業に要する経費といたしまして、基金造成額については、平成二十五年以降、合計五百四十三億円、それから、補助金額といたしましては、平成二十八年度から措置しておりますけれども、その合計は二百五十六億円でございます。

○田村(貴)委員 全ての合計額で答えてはしなかったんですけれども。

今、全部を足しますと、一千八百一十一億円になります。これに県費が加わることになります。自治体の費用が。これは推計なんですけれども、百六十三億四千五百万円。合計すると、一千三百四十四億五千四百万円。これだけの税金が費やされたのでありますけれども、農地の集積というのは目標に遠く及ばないということでありまして、一体なぜこういうふうな状況になっているのか。分析し、反省することが求められると思います。

この法律が提案されたときの国会審議でありまして、当時の林農水大臣は、たびたび、耕作放棄地対策としても重要だ、こういうふうにご答弁されておりました。

そこで、伺いますけれども、農地面積の推移はどうなっていますか。

○大杉政府参考人 お答え申し上げます。

耕地面積でございますが、平成二十一年と平成

二十九年の間でどう推移したかについてお答え申し上げますと、平成二十一年で四百六十九万九千ヘクタールだったものが、平成二十九年は四百四十四万四千ヘクタールとなっているところでございます。

○田村(貴)委員 農地は、二〇〇九年度から二〇一三年度までで七万二千ヘクタール減少している。二〇一三年度から二〇一七年度までは九万三千ヘクタール。これは、減り方が加速しているという状況であります。

皮肉なことに、耕地面積が減少すれば、数字としての集積率は、おのずとこれは上がるわけですね。集積率の引上げの目標というのは、分母、すなわち耕地面積が減少する、このことが前提となっているのではありませんか。いかがですか。

○大澤政府参考人 耕地面積の統計を使っているということにつきましては、これはやはり、現に耕作の用に供される全ての農地として最も一般的な数値でありますので使っているわけでございまして、そこが減少していることを当然の前提として目標をつくっているということでは毛頭ございしません。

○田村(貴)委員 現実問題として、農地の集積を進めていく、目標値まで持っている。しかし、耕作面積、その分母となる耕作面積が減っているというところは、これは事実なんですね。これは大きな矛盾であります。

きょうは資料をお配りしているんですけれども、グラフ化してみました。

青のグラフは集積農地の面積の推移でありまして、赤は、先ほど報告を受けた全農地面積の推移で、減っている。青は集積農地の面積、これは微増というふうな状況であります。

二〇一四年の農地面積は四百五十四万ヘクタールでありました。黄色ですけれども、ここを起点とすれば、二〇二三年に全農地の八割を集積するという目標に照らせば、三百六十三万ヘクタールになり、こういう軌跡を描くことになります。ところが、集積率はようやく五五・二%になってい

る状況であります。再度お尋ねします。

きょうもずっと議論されておりますけれども、こうした目標を達成するのは非常に困難ではないんですか。ここに至って、まだこの八割目標というのは堅持していく、そういうことなんですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、平成二十九年現在、担い手への農地集積は五五・二%となっております。相当程度加速をしなければ、二〇二〇年に八割を集積するというに至らないということは事実でございます。

しかしながら、今後相当程度の農業者が高齢のためリタイアするというのを考えますと、農業が持続的に発展するためには、一刻も早く担い手が相当程度の農地を使いやすい形で利用していく必要があるというふうに考えてございます。

このような中で目標を見直すということになりますと、生産現場に誤ったメッセージを送ることになりかねないというふうに思っておりますので、目標の見直しは考えておりませんが、地域の人・農地プランを実質的なものをつくるべく、いくというのを各地で機運を盛り上げていく、あるいは中山間地域における協力金の要件緩和等によって事業を更に使いやすくしていくという形で、担い手による農地利用のさらなる集積、集約化に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○田村(貴)委員 ちょっと難しいんじゃないかと、私、言っているんですけれども。説得力ある答弁になっていません。

この八割目標というのは、これはいわゆる農水省のKPIという理解でよろしいんですか。

○大澤政府参考人 活力創造プランに位置づけられたKPIであるというふうに認識しております。

○田村(貴)委員 この目標を堅持していくこと自体、これを変えることによって誤ったメッセージを出していくと。しかし、下方修正目標というの

もあるわけですね。現実には即した目標とか施策を持たないとかみ合った議論にならないのではな

いかなというふうに思うわけであります。この八割目標を堅持していくというのであれば、KPIというのであれば、いつの時点で、この法改正をもって、どういう数値が出てくるのか、こうしたことについては今お答えいただけるんですかね。

○大澤政府参考人 現実にはどれくらいのことをやる必要があるかというのは、人・農地プランで各地域で議論を真剣にしていたということが必要だと思っております。それをまず我々は進めたいということでございます。

○田村(貴)委員 まだ議論していきたいと思

すけれども、大臣にお伺いしたいと思います。食料自給率は下がっている一方なんですけれども、それでも四五%への目標を政府は掲げているわけ

です。しかし、農地の集積を目指す中間機構事業において、農地が減っているということ。農地が減っているから集積率が上がっているという現実があるわけ

です。四五%への食料自給率と、農地が減っている、それを前提とした目標値を持つことについては、大いなる矛盾だと思いますけれども、その辺はどう捉えたらいいんでしょうか、大臣。

○吉川国務大臣 担い手に農地の八割を集積いたしますのは、今ある農地をしっかりと担い手に活用してもらうことによって生産性を向上させるために設定しているものと承知をいたしております。農業生産基盤の衰退や耕地面積の減少を前提としているものではございませんで、農地バンクによる農地の集積、集約化が進むということになりますれば、生産性が向上することから、食料自給率の向上にも寄与するものと考えております。

農林水産省といたしましては、食料自給率の向上を図るために、新規就農の促進、さらにはスマート農業の導入、農地の大区画化、汎用化といった生産面での取組に加えて、国内外での国産農産物の消費拡大ですとか食育の推進など消

費面での取組など、総合的に講ずることといったしているところでございます。

○田村(貴)委員 果たして、そういう方向になっていくのかについては議論しなければいけないというふうに思います。

私も中国地方のある山間部を回っているところと農家の方からお話を聞いてきたんですけれども、農地を受け継ぐ人が全くいない、そして、ただでとってくれと言つても、みんな要らぬと言う、中間管理機構も貸すところがないから引き取つてくれない。そういう諦めに似たような声がいっぱい聞かれました。

中間管理機構という事業は、この思いにしっかりと応える制度になっているのか。農家と現実に対応する制度になっているのか、次回、また議論したいと思ひます。

この法案審議にかかわって、インターネット検索システム、全国農地ナビについて質問します。西日本新聞三月二十三日付なんですけれども、「全国農地ナビ「使えない」という大きな報道がございました。例えば福岡県では、農地バンクが買い手、借り手を募集する農地は実際ゼロなのに六千件以上ネット画面で表示されていると。

情報が更新されず、誤った情報が長きにわたって掲載されるのは、これはあつてはならないことではありませんか。更新作業が難しい、農業委員会の職員が操作にふなれとの理由でありますけれども、解決に向けた取組について御説明いただきたいと思ひます。

時間がなくて、なぜこうなったのかという原因等の説明は要りませんので、解決に向けた取組だけお答えください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

農業委員会に対して、本件に関する支援につきましては、機構集積支援事業におきまして、農業委員会等がアルバイトなどを雇つて農地情報の更新を行うために必要なデータ入力等に係る経費を支援する枠組みはできております。

ただ、それを実際に使つていただくためには、

やはり農業委員会等に対する操作研修が必要でございまして、これについては、今後、今からでもやつておりますけれども、今後ますます、農林水産省の職員も講師として現場に出向くなど、支援を強化してまいりたいというふうに考えてございます。

○田村(貴)委員 端末操作、このナビを実際に操作する人たちの研修が行われていない前に、もう公開されている、情報として。だから、更新もされない。

幾らかけたんですか。百五十一億円このシステムにかけたというふうに言われていますけれども、そうなんですか。

○大澤政府参考人 その御指摘とおりでございます。

○田村(貴)委員 百五十一億円もの公費が投入されて、リアルタイム更新が三割だ。お粗末な話ではないかなというふうに思ひます。

そこで、お願いしたいのは、局長、無理強いをしないでいただきたい。農業委員会の職員の方、きょうもずっと議論に出ているんですけども、体制が非常に大変だと。人員不足の中で過大な仕事を余りこいう形で押しつけてはいけないというふうに思ひます。研修は大事ですよ。

ですから、今局長が言われた、この全国農地ナビのリアルタイムでの更新ができる対策については、マンパワーとそれを保障する財政支援、これをやらないとだめですよ。そこにいる方だけで何とかせい、早くやれといったら、これは大変な労力を要するわけですから、そういう支援が求められる、必要だと思ひますけれども、約束していただけますか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、無理強いをするということとはあつてはならないことだと思つておりますので、それについては、それを肝に銘じたいと思つております。

さらに、どういうやり方が一番いいのか、これについては少し頭をやわらかくして、更新がされるという目標のもとに何をやるべきかというの

は、頭をやわらかくして考えていきたいと思つています。

○田村(貴)委員 いや、更新されるためにはマンパワーが要るわけですよ。端末を操作して、そしてデータを更新する作業が要るわけですよ。そこで無理強いしてはいけない、だから、そういう面でマンパワーとそれを支える財政的な支援が必要ではないかと言つていられるわけです。頭をやわらかくするなんて、何かよくわからない。ちゃんと答えてください。

○大澤政府参考人 まず、研修でこれはやれるという方については、予算をしっかりと活用していただきたいと思ひます。

それからあと、もう一つ、頭をやわらかくして申しましたのは、市町村で独自のシステムを打ち込んでいるんだけど、農地ナビは打ち込んでいないという場合がある。このときにどうすればいいかというのは、少しいろいろな手段を、アプリのリンクをするかどうかとか、どれが一番効果的かということを考えていこうと思ひます。

それから、人、マンパワーの問題についても十分留意してまいります。

○田村(貴)委員 次回また議論させていただきます。

きょうはこれで終わります。ありがとうございました。

○武藤委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。本日も質問の時間をいただきました、ありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず、担い手への農地集積の状況について伺います。

平成二十六年に農地中間管理機構が創設されてから、農地集積が進み、担い手の利用面積が上昇し、今後更に事業を加速することですが、二〇二三年の農地集積の八割目標達成に向けて重要となる果樹産地や中山間地などの条件不利地域に

おける農地集積の状況について伺います。

京都にも中山間地域がたくさんありますが、特に中山間地域では、農地の出し手ばかりが多く、農地を受ける担い手がいない状況かと思ひます。農業の担い手不足対策として農地の集積化は効果的であると思ひますが、農家の方々の所得向上につながるように対策を講じていただきたいと思つております。

まず、農地集積の状況について教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、全国的な担い手への農地集積という意味では、五五・二％となっておりますけれども、特に、やはり地域別に分析いたしますと、水田率が高い東北地方、北陸地方では集積率が高いわけですが、中山間地の割合が高かったり果樹作が多い近畿地方、中国、四国地方では集積率が低い状況にございます。

これは平成二十九年度の実績をもとに分析したものがございまして、樹園地率と農地集積率の関係というのをちょっと、相関を見たところ、樹園地率が高い和歌山県、静岡県、愛媛県、山梨県では、やはり農地集積率が平均よりも低いというふうなデータも出ております。

また、これは、石川県につきまして、特定農山間地域等の指定と農地集積率の関係というのを見てきたところもあります。全部特定農山村地域に指定されている市町村においても、やはりほかの地域と比べまして農地集積率が低いという状況になってございます。

ですので、ここについて特にどうやって進めていくかというのをいろいろ考えまして、人・農地プランを再活性化するなり、中山間地域の要件緩和を行うなり、こういう措置を考えたところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

やはり地域差、条件によって大きく差があるものだと思います。先ほどもお話ありましたけれども、人・農地プランなど、いろいろ対策をとって

いただいているとは思いますが、やはり、中山間地域、果樹産地など、集積化が難しい場所はあるので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

これらの現状を踏まえた今回の見直しの方向性について、土地利用型の農地ばかりでなく、条件不利地域における集約も進めていくという理解でよろしいでしょうか。農林水産省のお考えを教えてください。

○大澤政府参考人 先ほどお話ししました果樹産地や中山間地域においても、農地集積を進める必要があるというふうに認識しております。

このため、まず、話し合いを通じた人・農地プランの策定が重要でございますし、樹園地なり、それから中山間地域の特性に応じた対策というのにも必要だというふうに考えてございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

条件不利地域の集約も進めていくということでは理解をいたしました。

条件が不利な地域であっても、集約化を進めることで担い手が見つかる可能性もあると思いますので、簡単にいかないこともあるかと思いますが、今後とも、集約化が加速するように取り組んでいただきたいと思います。担い手が見つからない高齢の農地所有者の方がいらつしやいますので、今回の見直しによって、新たな担い手の確保につながることを願っております。

二〇二三年には八割の集積目標を掲げていらっしゃると思いますが、農地集積の状況は、平成二十六年五〇・三％から、平成二十九年五五・二％と進んでおりますけれども、二〇二三年の八割目標というのはかなり高い目標だと思います。少子高齢化も進んでおりますので、高い目標を持ち、事業を進めていくことは大変よいことだとは思いますが、今後、集約化がどの程度進むと見込まれているのか、具体的に伺いたしたいと思います。個別のものだということではなくて、全体的な見通しを教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、まずは人・農地プランの実質化、これが大事だと思います。

現状において、市町村に対するアンケート等から見まして、地域の真剣な話し合いに基づいた人・農地プランが既にできていると思われる地域は三割ほどあると思っておりますが、残る七割のうち、全集約の少なくとも五割以上、この三割に追加して、実質的な人・農地プランをいろいろな形で進めてまいりたい、これを数年間の間に行つてまいりたいというふうに考えております。

今回の予算措置におきましても、その五割ぐらいが対応できるような措置をとっているとところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

人・農地プラン、しっかりと進めていただきたいと思っています。

今後、更に集約化を加速していただきたいと思いますが、平成二十六年に農地中間管理機構が創設されてから、課題もたくさん見つかったと思います。農地バンクの系統などに関しては現場から不安の声があり、手続を簡素化するなど、対応されたと聞きました。ぜひ今後とも、現場の声を大事に取り組んでいっていただきたいと思っています。

以前から集約化の機運があつた平場の水田地域などでは、農地中間管理機構と地域の話し合いも順調に進み、二十七年年度の転貸の実績を見ても、話し合いが順調に行われたことがわかります。しかし、二十八年、二十九年の機構の転貸実績を見ますと、地域との話し合いが低調であるということがわかります。

担い手がいらないからといって、先祖の代から守り続けてきた農地を誰にでも貸すという気持ちになれないのは当たり前だと思います。私の亡き祖父も米づくりをしておりまして、農業ができなくなったときに近所の方に農地を貸しましたが、その方がちゃんと米づくりをしてくれず、農協に間に入ってもらい、また別の方をお願いすることに

なりました。

農地の貸し借りの現場ではさまざまなトラブルがあるかと思いますが。農協等としっかりと連携をして、農地中間管理機構にもぜひ高齢農家の方々のサポートをお願いしたいと思っております。

条件不利地域においては特に担い手不足が深刻だと思えます。条件不利地域においても、集約化を進め、担い手となる方が見つかるように、ぜひ積極的に環境整備を進めていただきたいと思っております。

人口減少、過疎化が進む中、これまで地域に縁のなかつた企業などを、農地中間管理機構による農地集約を契機として、新たな担い手として呼び込むことも重要と考えますが、どのような方策をお考えでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

今後の農地利用につきまして、地域の話し合いを今後進めていくというふうに考えておりますけれども、やはり、地域内で担い手が見つからない場合、あるいは地域の外の農業者などの経営ノウハウを活用したい場合等があるかと思えます。こういうような場合には地域の合意のもとで外部の人材の活用も検討することが重要であると思っております。まして、先ほどの御議論の中でお話ししたように、数％は地域外からの担い手が農地バンクがあつせんしながら入っているというところでございます。

少し具体例を申し上げますと、例えば石川県能登町におきましては、高齢化等により地域の担い手が不足して耕作放棄地が増えてきたということで、これは県と機構が町と連携して地域の合意形成を行いました。その結果、県外に本拠を有する野菜加工企業に対して参入が実現した。地域の方が動いたでこういう動きがあつたという例もございます。

それから、山梨県の北杜市でも、市が、担い手が不足している地域で住民の意向を積極的に酌み取ると同時に、参入意向のある企業の掘り起こし

も同時に行いまして、企業参入の取組を進めたという事例がございます。これについては、ワインメーカーの参入につながって、遊休農地の解消も行われたというところでございます。

今回の見直しにおいての対策ですが、やはり人・農地プランの実質化の観点から、地域の方々に本気になっていただくということで、地図も活用して、耕作者等の年齢別構成、後継者の確保状況というのを関係者の共有の認識にしていける、その上で、現場に即して話し合いの活性化を促して、誰が将来の農地を担うべきかという真剣な議論を行っていただく、そういう中に、地域の意向がある場合には、企業も含めた新たな担い手が参入できるという仕組みの取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

地域と地方自治体が協力して新規参入を進めたという成功事例も聞きました。ぜひ今後新規就農者であつたり企業が参入しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。これからの日本の農業を支えていくために、しっかりと地域の方々と話し合いをして進めていっていただきたいと思っています。

今回の見直しで、約四万人の農業委員や農地利用最適化推進委員の方々に話し合いに参画してもらい、地域のお話し合いの再活性化をすることですが、新たな企業と外部のプレーヤーが地域の話し合いに参加する場合にはどのようなプロセスで参画すればよいのでしょうか。また、事例がある場合は、どのように参画をしたのか教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほどの答弁で事例については幾つか御紹介させていただきましたけれども、それを少し要約して一般化したとしますと、やはり、地域の企業が主体で入ってくるというとなかなか、地域の方々の反発を招いたりということがございます。ですので、優良事例から見ますと、まず、耕作放棄地の増加など、地域の課題が顕在化したときに、県、

市、機構が地域の合意形成を行っていた、これがうまくいく一つの秘訣ではないかと思ひます。

その上で、過去に相談があった企業というのを県なり市町村も、あるいは機構も把握してありますので、そういうリストの中から、地域の状況というのを間に立つ方々がよく見た上で、企業の方々と話し合いを行う、その上で、地域の方々と企業の方々が、双方が機運が出てきたときにマッチングをしていただく、こういうような形が一つの理想型であると考えておりますので、我々としても、優良事例を横に展開するということを努めてまいりたいというふうに考えております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

そういった優良事例がどんどん進むことを願っております。

プロセスをお聞きしたかったのは、企業からどういった形で相談があつて、どういうふうに進んでいくのかというのをちょっとお聞きしたかったんですけれども、今の説明でわかりましたので、次の質問に行きたいと思ひます。

地域の新たなプレーヤーの確保、特に外部からの呼び込みについて、今回の法律案にある、地域における農業者等の協議による場の実質化において、何らかの取組や見直しは行われるのでしょうか。また、今後、国としてどのように支援をしていくのか教えてください。

○小里副大臣 地域の話し合いを進めるに当たりましては、まずは地域内で担い手が見つからない場合、あるいは地域の外の農業者等の経営ノウハウを活用したい場合等におきましては、地域の合意のもとで外部の人材の活用も検討することが重要であります。

このため、従来から、農地バンクにおきまして、他の地域の農地の借受けも希望する担い手のリストを用意して、担い手が不足をしている地域からの照会に応じられるようにしているところがあります。

加えて、今回の改正におきましては、市町村の

区域を超えて活動する農業者について、市町村にかわり都道府県又は国が認定事務を処理する仕組みを設けまして、例えば県の窓口一カ所で手続が済むといったような、そういう手続の簡素化をすることにしまして、意欲的な担い手が広域的に活動しやすくするとしているところであります。

こういった取組を通じて、地域が必要とされる人材が地域の合意のもとで地域農業を担っていくよう支援してまいります。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

先ほど、手続の簡素化等、国としてもしっかりと支援をしていただくということですので、今後ともよろしく願ひしたいと思います。

やはり、この集積化を進めることによって生産量が上がります、農家の方々の所得向上につながるように、今後もしっかりと国としてのサポートをお願いしたいと思ひます。

質問を終わります。ありがとうございます。

○武藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

平成三十一年四月二十四日印刷

平成三十一年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P